

28川監公第3号

平成28年3月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村田恭輔
同	植村京子
同	坂本茂
同	織田勝久

平成27年度

行政監査結果報告書

庁舎・公の施設駐車場の適正利用について

平成28年3月10日

川崎市監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
第 2 駐車場に係る現況	2
1 駐車場に関する調査	2
(1) 一次調査	
(2) 二次調査等	
(3) 現地調査	
2 市役所・区役所駐車場貸付契約に関する調査	4 2
(1) 駐車場貸付契約の導入経緯、概要等について	
(2) 貸付契約対象駐車場の利用実態	
(3) 無料認証措置について	
(4) その他の調査	
3 駐車場に関連する主な制度・手引等	6 1
(1) 川崎市	
(2) 国	
第 3 監査の結果	6 4
1 駐車場の適正な管理及び運用について	6 4
(1) 駐車場の案内表示について	
(2) 駐車場の適正な維持・管理について	
(3) 車道における入庫待ち車両の対応について	
(4) 利用者の安全の確保について	
(5) 車いす使用者用駐車区画について	
(6) ホームページ等での駐車場の案内について	
2 市役所・区役所駐車場の貸付契約について	6 9
(1) 1時間無料認証機の適正な運用について	
(2) 所要時間無料券等の適正な管理及び運用について	
(3) 駐車場利用実態の的確な把握について	
(4) 効果的な市役所・区役所実態調査の実施について	
(5) 駐車場誘導員の委託について	
(6) 貸付料収入の活用について	
(7) 適正な駐車料金の設定について	
(8) 市役所・区役所駐車場適正利用（有料化）運営関係マニュアルについて	
(9) ホームページでの駐車場の混雑予想や満空情報等に関する情報提供について	
(10) 本庁舎建替に伴う駐車場の対応について	
3 有料化を実施している駐車場について	7 3
(1) 駐車場法に基づく適正な手続について	
(2) 駐車料金等の表示について	
(3) 指定管理施設における駐車場利用料金設定時の承認手続について	
(4) 減免制度について	
4 無料駐車場における不適正利用の防止に向けた取組について	7 4
5 庁舎及び公の施設駐車場の適正利用に向けた計画的な推進について	7 5
別表 二次調査対象施設一覧（134施設（144駐車場））	7 6

第1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する事務の執行）

2 監査のテーマ

庁舎・公の施設駐車場の適正利用について

3 監査の目的

市役所及び区役所の庁舎並びに公の施設など様々な市の施設において、職員用や業務用の駐車場のほか、自動車で施設を訪れる市民等の利用に供するため、市民用駐車場が設置されているところであるが、それぞれの施設における、設置の有無、設置台数、立地条件等は異なり、利用実態も様々である。

また、市役所及び区役所の駐車場については、公共交通機関を利用した来庁者との間の負担の公平、長時間利用、目的外利用による駐車場の混雑解消、環境対策等を目的として、平成21年5月から有料化が実施され、また、平成25年4月からスポーツセンターで有料化が一斉実施されるなど、公の施設においても駐車場の有料化が拡大実施されているところである。

そこで、庁舎及び公の施設などの市民用駐車場が公平・適正な利用実態となっているか、適正利用のための取組は計画的に推進されているか、などについて検証を行うことで、今後の市民サービスの向上や適正かつ効率的な行政運営に資することを目的として監査を実施するものである。

4 監査の期間

平成27年5月1日から平成28年2月24日まで

5 監査の対象

（1）対象（所管局等）

川崎市事務分掌条例（昭和38年条例第32号）第1条に掲げる局並びに区役所、消防局、教育委員会事務局及び公営企業

（2）範囲

庁舎及び公の施設等における自動車用駐車場（自動二輪車用を除く。）に関する事務

6 監査の主な着眼点

次の項目を主な着眼点として監査を実施した。

- （1）公平・適正な利用実態となっているか。
- （2）適正利用のための取組は計画的に推進されているか。
- （3）効率的運営がなされているか。

第2 駐車場に係る現況

1 駐車場に関する調査

本市施設の駐車場の実態等を確認するため、以下のとおり調査を実施した。まず、全対象局区に対し、本市施設の駐車場の設置状況等を確認するため一次調査を実施した。また、一次調査で回答のあった施設の中から、広く市民の利用に供するため市民用駐車場を設置している134施設を対象に、事故等の発生状況、安全対策の内容、車いす使用者用駐車区画の状況等について確認するため二次調査を実施するとともに、市役所・区役所の施設所管課に対し、駐車場の利用実態について調査を実施した。

さらに、市民の利用が多い市役所、区役所等の施設など95施設を対象として、駐車場の管理状況、危険箇所、車いす使用者用駐車区画の状況等を確認するため現地調査を実施した。

(1) 一次調査

各局区が所管する庁舎等（市役所、区役所、支所、出張所等及び分庁舎、各事務分掌規則に定める事業所等）及び公の施設（条例で定める施設（例：公園、スポーツセンター等））における、平成27年4月1日現在の自動車用駐車場（自動二輪車を除く。）の設置状況について、駐車場の有無、駐車場台数、市民用駐車場（市民等が利用するために設置している駐車場）の利用実態、駐車場の有料化の状況等の項目について調査を行った。その他、広く市民が利用する施設（普通財産）についても回答を求めた。

ア 一次調査の全回答の集計について（750施設）

一次調査の結果、駐車場のない施設も含め計750施設から回答があった（表1）。

750施設の中には、市民用駐車場を設けている施設のほか、職員駐車場（車いす使用の職員のための駐車スペース等）、業務用駐車場（公用車のための駐車スペース等）などを設けている施設があった。

表1 一次調査全回答（750施設）施設内訳

[単位：施設]

大分類	分類	具体的施設	施設数計
区役所等	市役所・区役所	市役所、各区役所	11
	支所・出張所・分庁舎	各区役所支所、出張所、分庁舎	8
	事業所等	道路公園センター、生活環境事業所等	71
	消防施設	消防署	38
学校施設	小学校	各小学校	113
	中学校	各中学校	52
	その他学校施設	各高等学校、特別支援学校、看護短期大学	11
	市民館・図書館等	教育文化会館(分館)、各市民館(分館)、各図書館(分館)、公文書館	26
社会教育施設	体育施設	石川記念武道館、とどろきアリーナ、各スポーツセンター等	8
	プール	堤根余熱利用市民施設、入江崎余熱利用プール、王禅寺余熱利用市民施設	3
	青少年施設	子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、ハケ岳少年自然の家	4
	博物館等	夢見ヶ崎動物公園、平和館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、緑化センター、藤子・F・不二雄ミュージアム、青少年科学館、日本民家園、岡本太郎美術館等	11
	公会堂・市民会館等	港湾振興会館、労働会館、川崎シンフォニーホール、国際交流センター、総合福祉センター、生活文化会館、男女共同参画センター、川崎市民プラザ、有馬野川生涯学習支援施設、アートセンター等	15
	公園施設	公園	各公園等
児童関連施設	緑地	各緑地	6
	こども文化センター	各こども文化センター	58
	保育所	各保育所	54
高齢者関連施設	その他児童関連施設	各児童相談所等	4
	老人いこいの家	各老人いこいの家	49
	老人福祉センター	各老人福祉センター	7
	老人ホーム	各特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	9
障害者関連施設	その他高齢者関連施設	高齢社会総合福祉センター等	3
	障害者支援施設	桜の風、れいんぼう川崎、柿生学園等	33
環境衛生施設	診療所	各休日(夜間)急患診療所	7
	市営住宅	各市営住宅	114
	斎苑	北部・南部斎苑	2
	その他環境衛生施設	各歯科保健センター等	6
病院	病院	各市立病院	3
産業振興等施設	産業振興等施設	産業振興会館、かわさき新産業創造センター等	5
港湾施設	港湾施設	東扇島東公園、川崎港コンテナターミナル等	6
合計			750

※大分類、分類については、かわさき資産マネジメントカルテ（平成26年3月策定）をもとに一部追加等を行った。

表2 駐車場の設置状況

[単位：施設]

駐車場の有無	施設数	割合		うち市民用 駐車場の有無	施設数	割合
有り	392	52.3%	➡	有り	314	80.1%
無し	358	47.7%		無し	78	19.9%
合計	750	100.0%		合計	392	100.0%

駐車場の設置状況についてみると、駐車場「有り」の施設が392施設（52.3%）、「無し」の施設が358施設（47.7%）となっていた。

また、駐車場「有り」の392施設のうち、市民用駐車場の有無の状況についてみると、市民用駐車場「有り」の施設が314施設（80.1%）、「無し」の施設が78施設（19.9%）となっていた。

イ 市民用駐車場を設けている施設の集計について（314施設）

一次調査の全回答のうち、市民用駐車場を設けている施設は314施設であり、その内訳は以下の表3のとおりとなっていた。

表3 一次調査のうち市民用駐車場を設けている施設（314施設）施設内訳

[単位：施設]

大分類	分類	具体的施設	施設数計
区役所等	市役所・区役所	市役所、各区役所	9
	支所・出張所・分庁舎	各区役所支所、出張所、分庁舎	7
	事業所等	道路公園センター、生活環境事業所等	38
	消防施設	消防署	9
学校施設	小学校	各小学校	35
	中学校	各中学校	13
	その他学校施設	各高等学校、特別支援学校、看護短期大学	7
社会教育施設	市民館・図書館等	教育文化会館(分館)、各市民館(分館)、各図書館(分館)、公文書館	19
	体育施設	各スポーツセンター等	6
	プール	堤根余熱利用市民施設、入江崎余熱利用プール、王禅寺余熱利用市民施設	3
	青少年施設	青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ヶ岳少年自然の家	3
	博物館等	夢見ヶ崎動物公園、平和館、緑化センター、藤子・F・不二雄ミュージアム、青少年科学館等	6
	公会堂・市民会館等	港湾振興会館、労働会館、国際交流センター、総合福祉センター、生活文化会館、男女共同参画センター、川崎市民プラザ、有馬野川生涯学習支援施設、アートセンター等	13
公園施設	公園	各公園等	13
	緑地	各緑地	6
児童関連施設	こども文化センター		0
	保育所		0
	その他児童関連施設	各児童相談所	3
高齢者関連施設	老人いこいの家		0
	老人福祉センター	各老人福祉センター	6
	老人ホーム	各特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	5
	その他高齢者関連施設	高齢社会総合福祉センター	1
障害者関連施設	障害者支援施設	れいんぼう川崎等	17
環境衛生施設	診療所	各休日(夜間)急患診療所	7
	市営住宅	各市営住宅	67
	斎苑	北部・南部斎苑	2
	その他環境衛生施設	各歯科保健センター等	5
病院	病院	各市立病院	3
産業振興等施設	産業振興等施設	産業振興会館、かわさき新産業創造センター等	5
港湾施設	港湾施設	東扇島東公園、川崎港コンテナターミナル等	6
合計			314

ウ 一次調査の集計（二次調査対象の134施設）

前記イのとおり市民用に駐車場を設けている314施設のうち、利用者が限定される施設（例：各学校、市営住宅、車いす使用者用駐車区画のみ設置している施設等）を除外し、広く市民の利用に供するため駐車場を設置する134施設を、二次調査の対象として定めた（表4）。当該134施設について一次調査の結果を集計した結果は、以下の表5から表14のとおりである。

表4 一次調査のうち二次調査対象施設（134施設）施設内訳

[単位：施設]

大分類	分類	具体的施設	施設数計
区役所等	市役所・区役所	市役所、各区役所	9
	支所、出張所、分庁舎	各区役所支所、出張所、分庁舎	7
	事業所等	道路公園センター、生活環境事業所等	34
	消防施設		0
学校施設	小学校		0
	中学校		0
	その他学校施設		0
社会教育施設	市民館・図書館等	教育文化会館(分館)、各市民館(分館)、各図書館(分館)、公文書館	16
	体育施設	各スポーツセンター等	6
	プール	堤根余熱利用市民施設、入江崎余熱利用プール、王禅寺余熱利用市民施設	3
	青少年施設		0
	博物館等	夢見ヶ崎動物公園、平和館、緑化センター等	4
	公会堂・市民会館等	港湾振興会館、労働会館、国際交流センター、総合福祉センター、生活文化会館、男女共同参画センター、川崎市民プラザ、有馬野川生涯学習支援施設等	12
公園施設	公園	各公園等	13
	緑地	各緑地	6
児童関連施設	こども文化センター		0
	保育所		0
	その他児童関連施設		0
高齢者関連施設	老人いこいの家		0
	老人福祉センター		0
	老人ホーム		0
	その他高齢者関連施設		0
障害者関連施設	障害者支援施設		0
環境衛生施設	診療所	各休日(夜間)急患診療所	7
	市営住宅		0
	斎苑	北部・南部斎苑	2
	その他環境衛生施設	各歯科保健センター等	4
病院	病院	各市立病院	3
産業振興等施設	産業振興等施設	産業振興会館、かわさき新産業創造センター等	5
港湾施設	港湾施設	東扇島東公園等	3
合計			134

表5 施設の所在地（区）別施設数一覧

施設の所在地	施設数	割合
川崎区	36	26.9%
幸区	15	11.2%
中原区	17	12.7%
高津区	21	15.7%
宮前区	12	9.0%
多摩区	17	12.7%
麻生区	16	11.9%
合計	134	100.0%

表6 局区別施設数一覧 [単位：施設]

		施設数	割合
局・区	1 総務局	4	3.0%
	2 財政局	1	0.7%
	3 市民・子ども局	4	3.0%
	4 経済労働局	10	7.5%
	5 環境局	14	10.4%
	6 健康福祉局	15	11.2%
	7 まちづくり局	1	0.7%
	8 建設緑政局	10	7.5%
	9 港湾局	4	3.0%
	10 川崎区役所	9	6.7%
	11 幸区役所	7	5.2%
	12 中原区役所	4	3.0%
	13 高津区役所	6	4.5%
	14 宮前区役所	6	4.5%
	15 多摩区役所	7	5.2%
	16 麻生区役所	9	6.7%
	17 上下水道局	10	7.5%
	18 交通局	3	2.2%
	19 病院局	3	2.2%
	20 教育委員会事務局	7	5.2%
合計		134	100.0%

表7 車いす使用者用駐車区画の有無 [単位：施設]

車いす使用者用 駐車区画の有無	施設数	割合
有り	84	62.7%
無し	50	37.3%
合計	134	100.0%

車いす使用者用駐車区画の有無別に施設数をみると、「有り」が84施設（62.7%）、「無し」が50施設（37.3%）となっていた。

表8 駐車場の台数別施設数一覧 [単位：施設]

駐車場の台数	施設数	割合
10台未満	37	27.6%
10～19台	29	21.6%
20～29台	12	9.0%
30～49台	17	12.7%
50～99台	14	10.4%
100台以上	25	18.7%
合計	134	100.0%

延べ駐車場台数	8,984台
---------	--------

駐車場の台数別に施設数をみると、10台未満の駐車場が37施設（27.6%）と最も多く、続いて10～19台が29施設（21.6%）、100台以上が25施設（18.7%）となっていた。

また、134施設の延べ駐車場台数は、8,984台となっていた。

表 9 駐車場の混雑状況別施設数一覧 [単位：施設]

駐車場の混雑状況	施設数	割合
ほぼ空車	11	8.2%
半数より少ない	35	26.1%
半数程度	27	20.1%
半数より多い	48	35.8%
ほぼ満車	11	8.2%
未回答	2	1.5%
合計	134	100.0%

駐車場の混雑状況（年間を通じた駐車場の混雑状況）別に施設数をみると、「半数より多い」が48施設（35.8%）と最も多くなっており、「ほぼ満車」と回答のあった施設も11施設（8.2%）あった。

表 10 入庫待ちの有無（発生頻度）別施設数一覧 [単位：施設]

入庫待ちの有無(頻度)	施設数	割合
有り(毎日)	5	3.7%
有り(週に数日)	16	11.9%
有り(週に1日)	5	3.7%
有り(月に1日)	10	7.5%
有り(年に数日)	14	10.4%
無し	82	61.2%
未回答	2	1.5%
合計	134	100.0%

有り小計	有り小計割合
50	37.3%

駐車場の入庫待ちの有無（発生頻度）別に施設数をみると、「無し」が82施設（61.2%）となっているが、合わせて50施設（37.3%）では入庫待ちが発生している状況となっていた。なお、有り（毎日）と回答のあった5施設は、市役所本庁舎、市役所第3庁舎、麻生区役所、麻生市民館、麻生図書館であった。

表 11 有料化の実施又は検討の状況

[単位：施設]

状況	施設数	割合
実施	46	34.3%
未実施	87	64.9%
今後実施予定	1	0.7%
合計	134	100.0%

有料化の検討	施設数	割合
した	10	11.5%
現在検討中	2	2.3%
今後検討する予定	5	5.7%
していない	69	79.3%
未回答	1	1.1%
合計	87	100.0%

有料化の状況別に施設数をみると、「実施（済）」が46施設（34.3%）、「未実施」が87施設（64.9%）、「今後実施予定」が1施設（0.7%）となっていた。

また、有料化「未実施」施設について有料化の検討状況をみると、有料化の検討を「していない」が69施設（79.3%）、「した」が10施設（11.5%）となっていた。

表 1 2 駐車場の台数別・有料化の状況別施設数一覧 [単位：施設]

		有料化の状況		計
		実施	未実施・今後実施予定	
駐車場の台数	1 10台未満	0	37	37
	2 10～19台	3	26	29
	3 20～29台	1	11	12
	4 30～49台	9	8	17
	5 50～99台	10	4	14
	6 100台以上	23	2	25
合計		46	88	134

駐車場の有料化の状況別に施設数をみると、有料化実施施設は46施設、未実施又は今後実施予定の施設は88施設となっていた。このうち有料化実施施設についてみると、100台以上の施設が23施設と最も多く、次に50～99台が10施設となっていた。次に有料化未実施又は今後実施予定の施設についてみると、10台未満の施設が37施設と最も多く、次に10～19台が26施設となっていた。

以上のとおり、駐車場の台数の多い駐車場では有料化しており、台数の少ない駐車場では有料化していないという傾向がみられた。

表 1 3 長時間使用者、目的外使用者等と見受けられる利用者の有無（発生頻度）別施設数一覧（有料化未実施又は今後実施予定の88施設を確認） [単位：施設]

長時間、目的外使用者等と見受けられる利用者の有無（頻度）	施設数	割合		
有り(毎日)	2	2.3%	}	→
有り(週に数日)	2	2.3%		
有り(週に1日)	4	4.5%		
有り(月に1日)	5	5.7%		
有り(年に数日)	9	10.2%		
無し	63	71.6%		
未回答	3	3.4%		
合計	88	100.0%		

有り小計	有り小計割合
22	25.0%

長時間使用者、目的外使用者等と見受けられる利用者の有無（発生頻度）別に施設数をみると、「無し」が63施設（71.6%）となっているが、合わせて22施設（25.0%）では「有り」と回答があった。なお、有り（毎日）と回答のあった2施設は、夢見ヶ崎動物公園、ちどり公園であった。

表 1 4 施設閉館時の駐車場利用の状況 [単位：施設]

施設閉館時の駐車場利用	施設数	割合					
可能	42	31.3%	}	→	有料化の実施状況		
不可	86	64.2%			実施	31	73.8%
未回答	6	4.5%			未実施	11	26.2%
合計	134	100.0%			合計	42	100.0%

施設閉館時の駐車場利用の状況別に施設数をみると、「可能」が42施設（31.3%）、「不可」が86施設（64.2%）となっていた。

また、「可能」42施設のうち、有料化未実施の施設は11施設であった。

(2) 二次調査等

ア 二次調査（134施設対象）

一次調査で把握した集計結果等を踏まえて二次調査を実施した。二次調査対象施設については、広く市民の利用に供するため市民用駐車場（来庁者用、お客様用、施設訪問者用等）を設置している134施設と定めた。

二次調査においては、134施設の144駐車場（1施設で複数の駐車場を設置している施設もある）に対し、駐車場内での事故等の状況、駐車場内での安全対策、ホームページ等での駐車場情報の周知、車いす使用者用駐車区画の設置・運用、路外駐車場の設置届、減免制度等について調査を実施した。

その調査の結果は次のとおりである。

なお、対象とした134施設（144駐車場）は巻末別表のとおりである。

二次調査（144駐車場）集計結果

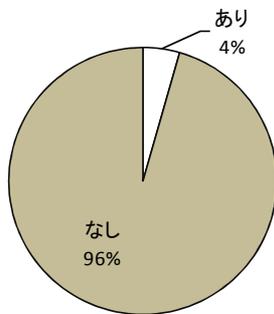
※なお、駐車場の管理運営者ではないために、一部項目について回答ができない施設駐車場（複数の施設で共用している駐車場、民間からの借上駐車場）については、回答数から除外している。そのため、一部に回答数の総計が一致しない項目がある。

(ア) 駐車場内での事故の状況（平成24年4月～27年7月）について

a 人身事故の発生状況

駐車場内または車道から駐車場入口までの間における車対人の事故発生の有無

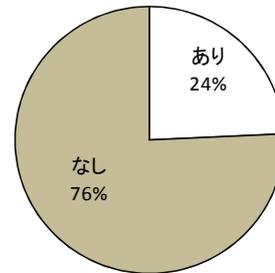
あり : 6 駐車場
なし : 130 駐車場



b 物損事故の発生状況

駐車場内または車道から駐車場入口までの間における車対物（施設、駐車場の器物）の事故発生の有無

あり : 33 駐車場
なし : 103 駐車場



(イ) 駐車場内等での安全対策、事故防止対策について

a 安全対策、事故防止対策の状況

駐車場内や駐車場出入口付近で事故等を未然に防ぐための安全対策、事故防止対策の有無

あり : 79 駐車場
なし : 57 駐車場

安全対策、事故防止対策の内容（複数回答）

No.	対策の内容	駐車場数
1	警備員、誘導員の配置	36
2	カーブミラーの設置	30
3	注意看板の設置	19
4	徐行表示	12
5	反射テープ等の貼付	7
6	一時停止等の表示	4

その他、コーナークッションの設置等

(ウ) 車いす使用者用駐車区画の設置状況について

a 設置状況

車いす使用者用駐車区画の設置状況

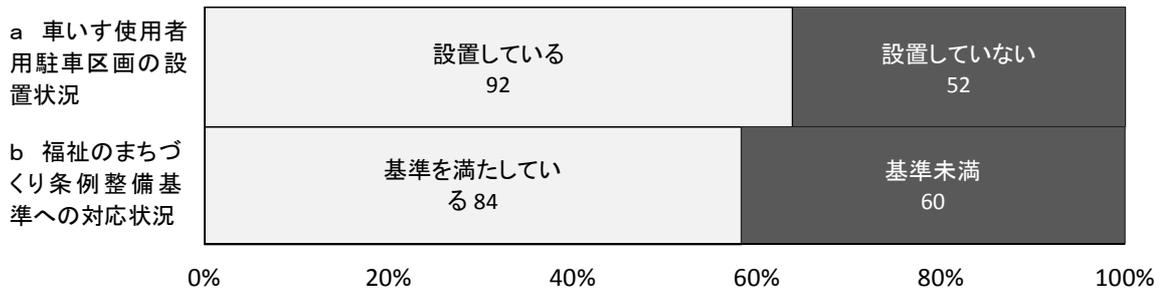
設置している : 84施設(92駐車場)
 設置していない : 50施設(52駐車場)

b 福祉のまちづくり条例への対応状況

車いす使用者用駐車区画の設置台数が福祉のまちづくり条例に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)を満たす台数となっているか、基準未達の台数となっているか

基準を満たしている : 76施設(84駐車場)
 基準未達 : 58施設(60駐車場)

[単位 : 駐車場]



(参考) 車いす使用者用駐車施設整備基準 (福祉のまちづくり条例施行規則別表より抜粋)

- 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設
 - ・ 100台以下で1台分
 - ・ 101台以上は駐車台数 / 100 (端数切上) 台分
- 公園
 - ・ 200台以下は駐車台数 / 50 (端数切上) 台分
 - ・ 201台以上は駐車台数 / 100 (端数切上) + 2台分

c 今後の車いす使用者用駐車区画の対応予定

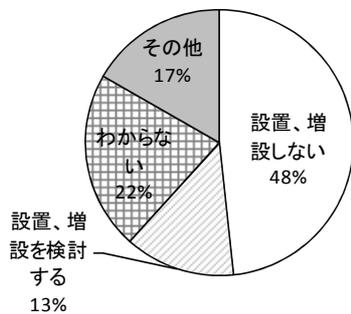
車いす使用者用駐車区画の台数が整備基準未達となっている駐車場について、今後の車いす使用者用駐車区画の設置又は増設予定

[車いす使用者用駐車区画の設置台数が整備基準未達の60駐車場を確認]

設置、増設しない : 29駐車場
 設置、増設を検討する : 8駐車場
 わからない : 13駐車場
 その他 : 10駐車場

設置、増設しない理由

- | 内容 |
|----------------------------|
| ・「建物がバリアフリー法に適合していない」 |
| ・「車いすの利用がほとんどなく問題が発生していない」 |
| ・「利用が見込まれない」 |
| ・「駐車スペースが狭い」等 |



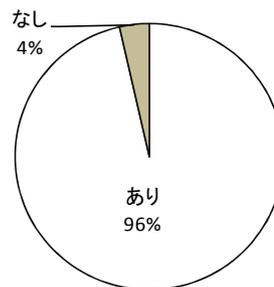
(エ) 車いす使用者用駐車区画について

[車いす使用者用駐車区画ありのうち対象の84駐車場を確認]

a 路面表示

車いす使用者用駐車区画の路面における表示の有無

あり : 81 駐車場
なし : 3 駐車場



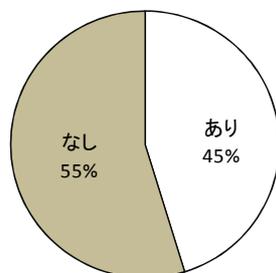
○路面表示の例



b 看板又は壁面表示

車いす使用者用駐車区画の看板又は壁面における表示の有無

あり : 38 駐車場
なし : 46 駐車場



看板又は壁面におけるマーク表示の内容(複数回答)

No.	内容	駐車場数
1	車いすマーク	38
2	ハート・プラスマーク	16
3	けが人のマーク	16
4	盲導犬のマーク	16

※なお、a 路面及びb 看板又は壁面のいずれにも表示がない駐車場は1駐車場(多摩川緑地宇奈根地区)であった。

○看板表示の例



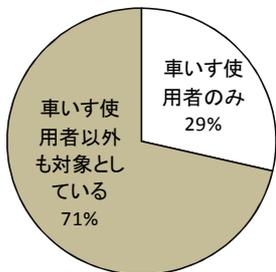
○車いす、ハートプラス、けが人、盲導犬マーク



c 車いす使用者用駐車区画の運用について

(a) 車いす使用者用駐車区画の利用対象者

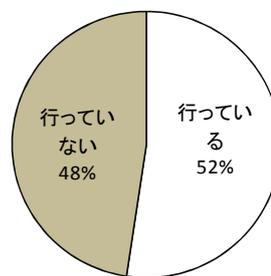
車いす使用者のみ : 24 駐車場
 車いす使用者以外も対象としている : 60 駐車場



「車いす利用者以外の利用対象者」の内容
・「高齢不自由者、けが人」
・「障害者全般」
・「高齢者・妊婦」
・「障害者手帳の交付を受けた方。けが人、妊婦は状況に応じて」
・「明確な利用対象者は定めていない」
・「混雑時は誰でも」
・「利用者全て」等

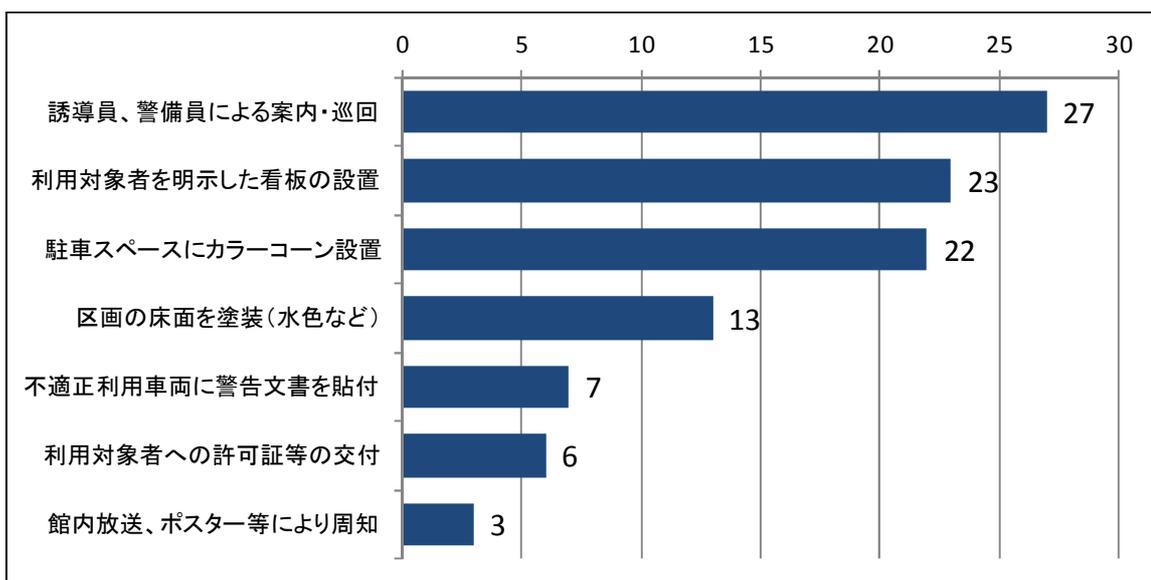
(b) 平常時に利用対象者以外の者が利用しないための対応を行っているか

行っている : 44 駐車場
 行っていない : 40 駐車場



(c) 平常時に利用対象者以外の者が利用しないための対応内容（複数回答）
 [対応を「行っている」44 駐車場を確認]

[単位：駐車場]

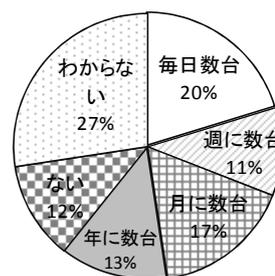


その他、受付で適正な利用者であるか確認している等

d 車いす使用者用駐車区画の利用実態について

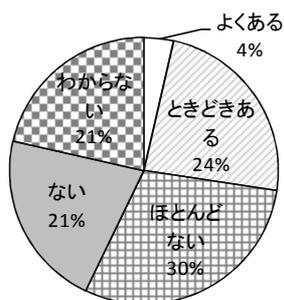
(a) 車いす使用者用駐車区画の車いす利用者の利用頻度

毎日数台	: 17 駐車場
週に数台	: 9 駐車場
月に数台	: 14 駐車場
年に数台	: 11 駐車場
ない	: 10 駐車場
わからない	: 23 駐車場



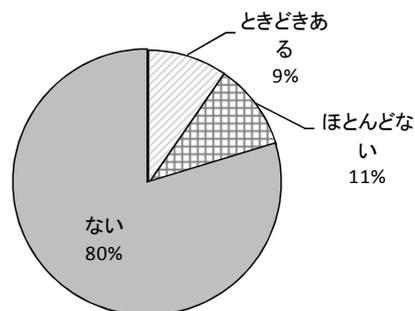
(b) 車いす使用者用駐車区画の利用対象者以外の者の利用実態 (頻度)

よくある	: 3 駐車場
ときどきある	: 20 駐車場
ほとんどない	: 25 駐車場
ない	: 18 駐車場
わからない	: 18 駐車場



(c) 車いす使用者用駐車区画を利用対象者以外の者が利用していることによる苦情の有無 (頻度)

よくある	: 0 駐車場
ときどきある	: 8 駐車場
ほとんどない	: 9 駐車場
ない	: 67 駐車場



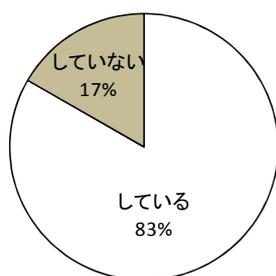
(オ) 駐車場の満車時の運用について

[有料化していて、かつ車いす使用者用駐車区画ありのうち対象の42駐車場を確認]

a 入出場用のゲート機器

入出場用のゲート機器の設置の有無

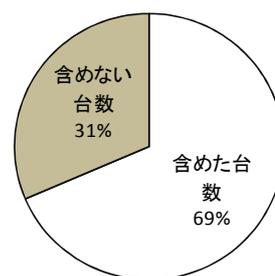
設置している : 35 駐車場
設置していない : 7 駐車場



b 満車時の車いす使用者用駐車区画の使用

満車とするときの入庫台数は、車いす使用者用駐車区画を含めた台数か、含めない台数か [入出場用のゲート機器を設置している35駐車場を確認]

含めた台数 : 24 駐車場
(満車時は車いす用区画も使用される)
含めない台数 : 11 駐車場
(満車時も車いす用区画の台数分は空きがある)



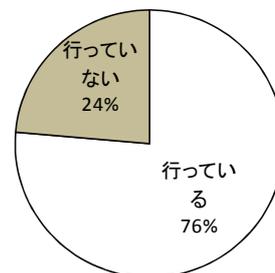
(カ) 有料駐車場における路外駐車場設置届等について

[有料化している55駐車場を確認]

a 駐車場法に定める届出の状況

届出を行っているか

行っている : 42 駐車場
行っていない : 13 駐車場



(参考) 駐車場法 (抜粋)
(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

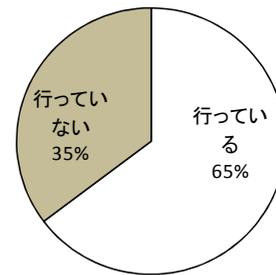
(キ) 駐車場料金の市の承認について

[指定管理施設で有料化している17駐車場を確認]

a 市からの利用料金承認手続の状況

地方自治法に定める承認手続等を行っているか(平成27年10月時点)

行っている : 11 駐車場
行っていない : 6 駐車場



(参考) 地方自治法(抜粋)
(公の施設の設置、管理及び廃止)
第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
(中略)
8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

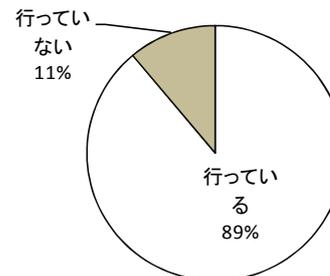
(ク) 減免制度について

[有料化している55駐車場を確認]

a 減免制度の有無

施設利用者への無料又は減額の対応について

行っている : 49 駐車場
行っていない : 6 駐車場



b 身体障害者に対する減免

身体障害者等(身体障害者手帳または療育手帳所持者等)に対する減免制度の有無について

ない : 7 駐車場

身体障害者等に対する減免制度を設けていない理由	
内容	
・利用実態がほとんどない為	
・身体障害者等のみを選別しての減額対応が機器の性能上できない	
・以前の管理形態を引き継いでいる等	

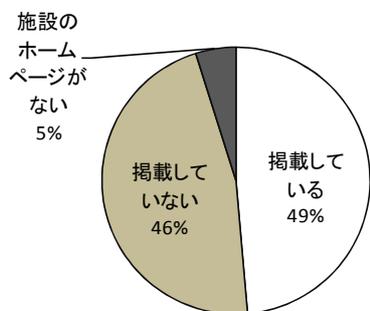
※同一の公園駐車場であるが、一方の駐車場では身体障害者等向けに減免制度があるが、他方の駐車場では減免制度がない駐車場もみられた。

(ケ) ホームページ等による駐車場の利用案内について

a 駐車場情報掲載の状況

(a) ホームページにおける駐車場情報掲載について

掲載している : 70 駐車場
 掲載していない : 67 駐車場
 施設のホームページがない : 7 駐車場



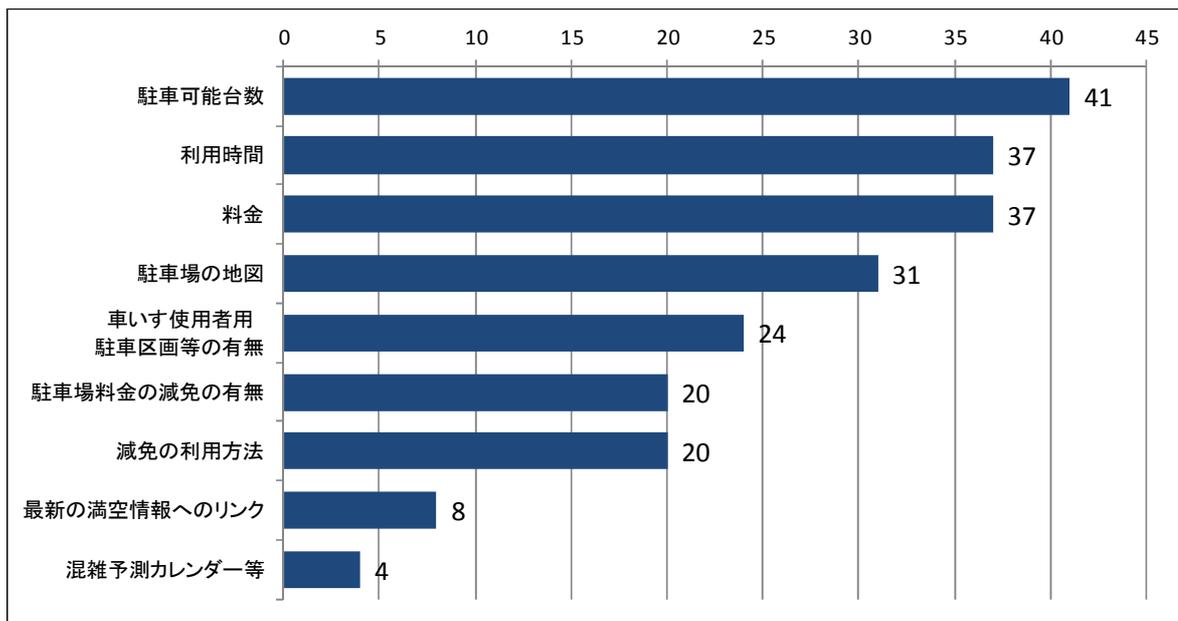
ホームページに駐車場情報を掲載していない理由(抜粋)

No.	内容	駐車場数
1	駐車場が狭く、周知すると対応困難	24
2	問い合わせが少なく個別対応	11
3	区画を整理していない	2
4	今後掲載予定	4

(b) ホームページにおける掲載情報の内容(複数回答)

[ホームページに駐車場情報掲載「あり」の70 駐車場を確認]

[単位: 駐車場]

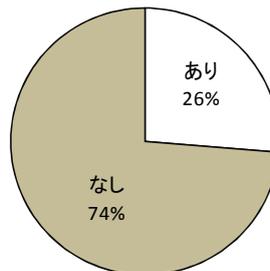


(c) 公共交通機関の利用促進

ホームページにおける公共交通機関の利用を促す文言の有無(「なるべく公共交通機関をご利用下さい」等)

[施設のホームページを掲載している137 駐車場を確認]

あり : 36 駐車場
 なし : 101 駐車場



(コ) 有料化検討施設における検討に当たっての課題等について

a 有料化の検討に当たっての課題等

有料化の検討作業を進めるに当たっての課題、苦慮していること

- ・具体的な流れをまとめたマニュアルがあるとよい。
- ・収益の問題、利便性の問題、財産管理上の問題等を調査・検討する必要がある。

イ 市役所・区役所の施設所管課に対する調査（7施設）

現在、本市における市役所・区役所の駐車場については、以下の表のとおり各局区の施設所管課において管理を行っているところであるが、同表の No. 1～7 の施設駐車場については、一括して財政局資産管理部資産運用課が契約所管課となり、借受者（平成27年4月1日時点の借受者はタイムズ24株式会社）との間で、市有財産（土地・建物）貸付契約（以下「市役所・区役所駐車場貸付契約」という。）を締結し、借受者が駐車場を運営している。

このうち以下の表の No. 1～7 の施設駐車場に対し、駐車場の利用実態について調査を実施した。その結果は次のとおりである。

市役所・区役所関係 調査対象施設（平成27年4月1日現在）

No.	施設（駐車場）名	施設所管課	備考
1	市役所本庁舎	総務局総務部庁舎管理課	市役所・区役所駐車場 貸付契約対象駐車場 (契約所管課は財政局資産管 理部資産運用課)
2	市役所第3庁舎		
3	幸区役所	幸区役所まちづくり推進部総務課	
4	高津区役所	高津区役所まちづくり推進部総務課	
5	宮前区役所	宮前区役所まちづくり推進部総務課	
6	多摩区総合庁舎	多摩区役所まちづくり推進部総務課	
7	麻生区役所庁舎	麻生区役所まちづくり推進部総務課	
8	川崎区役所	川崎区役所まちづくり推進部総務課	(市役所・区役所駐車場貸付 契約対象外の駐車場のため、 以下の集計からは除外。)
9	中原区役所	中原区役所まちづくり推進部総務課	

※川崎区役所は本庁舎、第3庁舎駐車場の無料対象施設として含まれている。

市役所・区役所調査（7施設）集計結果

(ア) 利用実態等のデータについて

施設所管課として駐車場の管理や運用をしていく上で、どのような情報やデータが必要か

- ・ 1時間無料の認証を受けた車両の台数
- ・ 満車となった日時のデータ

※なお、以下の情報については、契約所管課である財政局資産管理部資産運用課から、定期的に施設所管課に情報共有されているとのことであった。

- ①事故等のトラブル
- ②入出庫台数
- ③稼働率（月平均・時間帯別稼働率）
- ④駐車時間ごとの出庫台数

(イ) 駐車場利用実態調査の活用について

貸付契約の契約所管課である財政局資産管理部資産運用課において、毎年、「市役所・区役所駐車場利用実態調査」(※)の委託を実施しているが、本調査の結果に基づき、独自に管理や運用の課題について改善したことはあるか

あり : 0施設
なし : 7施設



※平成22年度以降、市役所、区役所駐車場の利用実態を調査するため、右左折入出庫台数、入出庫待ち台数等について、年1回調査を行っているもの。なお、財政局資産管理部資産運用課では、平成22年の実態調査後の見直しに活用し、本庁舎駐車場の右折出庫を禁止する看板を設置したとのことである。

(ウ) 駐車場誘導員等の苦情等への対応について

施設所管課が行う駐車場誘導・警備委託における駐車場誘導員等が、駐車場内での苦情、事故等について何らかの対応をしているか

対応している : 6施設
対応していない : 1施設

苦情への対応頻度	施設数
ほぼ毎日	1
週に数回	1
月に数回	1
年に数回	3
対応なし	0

事故への対応頻度	施設数
事故の度毎回	1
場合によって対応	1
まれに対応	1
対応なし	3



(3) 現地調査

二次調査対象施設134施設（144駐車場）から、①市民の利用が多い市役所、区役所、支所・出張所の全施設と、②前記1（1）ウ 表4の各「分類」から最低1施設を、③一次調査の回答から、目的外利用の疑いや、入庫待ち等がある施設を中心に、95施設（105駐車場）を抽出し、現地調査を行った。調査は駐車場の管理、安全対策、危険箇所、車いす利用者用駐車区画の状況等について実態確認を行うとともに、他の施設でも参考となる取組事例等について調査・確認を行った。また、一部の駐車場については閉館時の状況等についても確認した。

その結果は次のとおりである。

ア 駐車場の案内表示について

(ア) 駐車場入口の案内表示がないため又は表示はあるが運転者から見づらいため、駐車場入口が分かりにくい事例

○公文書館（駐車場入口の表示がない）



○堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）
（駐車場に向かう車道に入口への案内がなく、また駐車場入口の表示がない）



○その他

- ・平和館（駐車場入口の表示がない）
- ・小田公園（駐車場入口の表示がない）
- ・富士見公園東駐車場（入口は裏通りのみにあるが、駐車場が面する大通り側に入口への案内表示がない）
- ・多摩川緑地丸子橋地区（駐車場入口の表示がない）
- ・多摩川緑地瀬田地区（駐車場入口の表示がない）
- ・入江崎余熱利用プール（車道に面して、車いす利用者用駐車区画のあるプール入口、入江崎総合スラッジセンター入口、一般駐車区画のある駐車場入口の3つがあり、それぞれに表示はあるが、運転者に見える向きとなっていないため、どこがどの駐車場の入口か分かりにくい）

【参考事例】

○幸区役所日吉合同庁舎（運転者に見える方向に駐車場入口への案内表示がある）



(イ) 2箇所ある駐車場がそれぞれ違う通りに面しており、一方の駐車場の存在が分かりにくい事例

○高津区役所橘出張所

（大通り沿いに面した駐車場は分かりやすいが、裏の通りにある駐車場は案内表示等がなく分かりにくい）

(ウ) 駐車場の出入口が2箇所あり、どちらが入口か分からない事例

○麻生スポーツセンター

（入口と出口があり場内は一方通行としているが、表示がないためどちらが入口か分からない）

(エ) 市民用の駐車区画以外の駐車区画もある中で、どこが市民用区画か判別できない事例

○麻生休日急患診療所

（9区画のうち、6区画が市民用とされているが、表示がないためそれがどこか分からない）

○交通局塩浜営業所

（路面表示が軽自動車用4台分となっており、軽自動車以外はどこに駐車するか分かりにくい）

【参考事例】

○上下水道局第2配水工事事務所（「来客用」の看板及び路面表示がある）



（オ）駐車場から施設入口が分かりにくい事例

○夢見ヶ崎動物公園

イ 駐車場の管理状況について

（ア）駐車区画の表示がない事例

○平和館



○桜川公園



○同様の事例

- ・公文書館
- ・小田公園（2箇所ある駐車場のうち1箇所）

(イ) 駐車区画の表示が消えている事例

○かわさき南部斎苑



○高津区役所橘出張所



○同様の事例

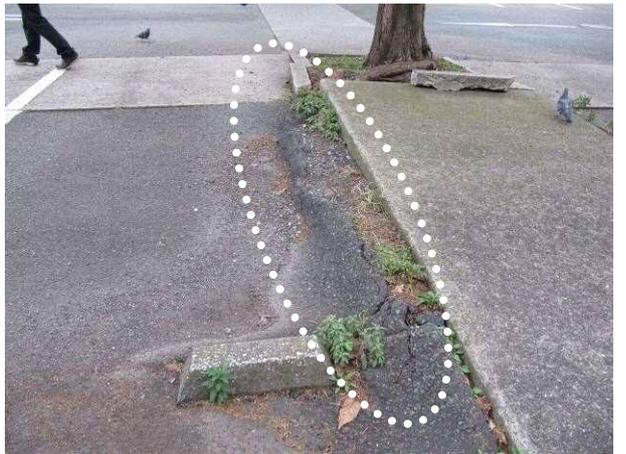
- ・ 麻生休日急患診療所
- ・ 百合丘歯科保健センター
- ・ 川崎国際生田緑地ゴルフ場
- ・ ちどり公園
- ・ 川崎区役所大師支所
- ・ 池上新田公園
- ・ 幸区役所日吉合同庁舎（臨時駐車場）
- ・ 橘公園

(ウ) 路面にくぼみ等がある事例

○川崎国際生田緑地ゴルフ場



○大師公園（駐車場に設置された16本の樹木の根による路面の歪み）



○等々力緑地東駐車場



○多摩川緑地宇奈根地区



○その他

- ・富士見公園南側第2駐車場
- ・桜川公園（2箇所ある駐車場のうち1箇所を舗装ブロックにゆがみ）
- ・幸区役所日吉合同庁舎（臨時駐車場）
- ・多摩川緑地丸子橋地区
- ・高津区役所（1階駐車場の舗装ブロックにゆがみ）
- ・多摩川緑地瀬田地区
- ・宮前区役所第1駐車場（点字ブロックにゆがみ）
- ・宮前区役所向丘出張所

(エ) 場内に破損箇所がある

○かわさき北部斎苑

(側溝に多数のタイヤがはまった跡)



○川崎国際生田緑地ゴルフ場

(ブロックの損傷 一部鉄筋が露出)



○東扇島西公園第1駐車場
(歩道を遮る形で柵が曲折)



○多摩スポーツセンター
(出場用ゲート機器に多数の接触跡)



○その他

- ・橋りサイクルコミュニティセンター (一部の車止めブロックが破損し鉄筋が露出)
- ・麻生休日急患診療所 (駐車場路面ブロックが破損)
- ・百合丘歯科保健センター (車止めポール1本曲折)
- ・多摩川緑地丸子橋地区 (転落防止柵破損)
- ・高津区役所 (地下スロープ柵の曲折)
- ・多摩区役所 (コンクリートブロックへの多数の接触跡)

(オ) 場内に案内看板等の表示が判読しにくい又は消えている事例

○東扇島東公園



○宮前区役所向丘出張所



○同様の事例

- ・東扇島西公園第1駐車場
- ・東扇島西公園第2駐車場
- ・桜川公園
- ・高津スポーツセンター
- ・多摩川緑地瀬田地区

(カ) 駐車場内に歩行者や自動車に危険な箇所がある事例

○小田公園

(入口にコンクリートと鉄の塊)



○とんびいけ公園

(閉場用柵留めの突起が路面に出ている)



○その他

- ・ 浮島処理センター (屋根がある駐車場の入口付近に大きなブロック)
- ・ 池上新田公園 (閉場用柵留めの突起が路面に出ている)
- ・ 桜川公園 (閉場用柵留めの突起が路面に出ている)
- ・ 多摩区役所生田出張所 (高さ制限の表示用に使用する針金が伸びていた)

(キ) 不法投棄の事例

○ちどり公園

(自動車の投棄 市で対応中の貼紙あり)



○橋公園 (電化製品の投棄)



○その他

- ・ 富士見公園東駐車場 (電化製品の投棄)

(ク) 駐車場に市の資材等が置かれている事例

○高津区役所



○多摩区役所生田出張所



ウ 入庫待ちについて

(ア) 入庫待ちが発生していた事例

○市役所本庁舎（調査時に約10台の入庫待ちがあり、市役所通り側まで車列が伸びていた）



○麻生区役所（調査時に2台の入庫待ちがあり、通過車両が中央車線（黄色）を超えて追い越ししていた）



【参考事例】

●事前精算機の設置

○多摩区役所



○川崎病院



○同様の事例

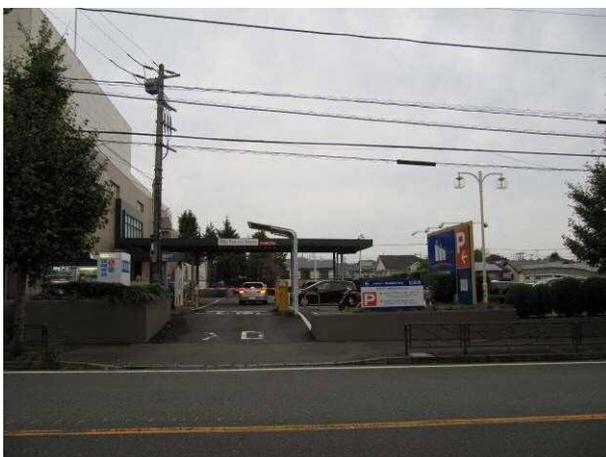
- ・幸区役所
- ・麻生区役所

●提携駐車場又は借上駐車場

○幸区役所（満車時に提携駐車場を案内）



○宮前区役所（満車時に提携駐車場を案内）



○井田病院（借上駐車場）



●入庫待ち禁止等の看板表示

○稲田公園（入庫待ち禁止の看板）



○とんびいけ公園（相乗りを呼びかける掲示）



エ 安全について

(ア) 駐車場入出場時に危険と考えられる事例

○小田公園

(出入口が車通りの多い交差点のすぐそば)



○多摩川緑地宇奈根地区

(道路から左折入場する場合鋭角で曲がることになる)



○その他

・多摩川緑地丸子橋地区（道路から右折入場する場合鋭角で曲がることになる）

(イ) 駐車区画への入出庫時に危険と考えられる事例

○高津区役所橋出張所
(駐車区画前に電柱が立っている)



○川崎病院
(併設する自動二輪車置き場との境界のフェンスが駐車区画にはみ出していた)



○その他

- ・東扇島東公園 (車止めがないため、一部で斜面側に落ちる可能性)

【参考事例】

●安全対策

○川崎市民プラザ
(ブロック接触防止注意喚起のため、運転者から見やすい高さのコーンポストの設置)



○川崎区役所田島支所
(樹木への接触防止の注意喚起表示)



○宮前区役所第2駐車場

(駐車区画の前に出口への歩行者用通路線)



○宮前区役所向丘出張所

(壁面衝突防止の注意喚起のバー)



○有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）など

(出入口に出庫を知らせるパトライトの設置)



○麻生スポーツセンター

(壁面ガラスへの衝突防止用のバーの設置)



○その他

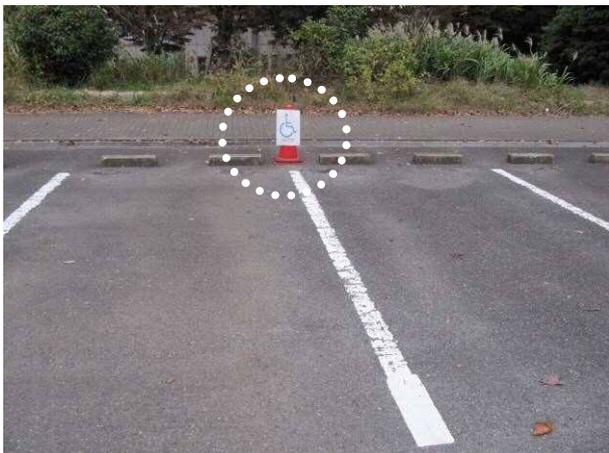
- ・多摩区役所など (接触防止用コーナークッションの設置)
- ・生田緑地東口駐車場など (対向車有りの注意を促すためのブザー音)
- ・労働会館など (場内走行時に接触の危険がある縁石等にカラー塗装 (黄色・黒) で注意喚起)

オ 車いす使用者用駐車区画の設置について

(ア) 車いす使用者用駐車区画の表示に課題がある事例

○等々力緑地東駐車場、等々力緑地市民ミュージアム前駐車場

(表示がカラーコーンに貼られた表示のみ)



○高津区役所橘出張所 (路面表示が消えている)



○王禅寺ふるさと公園 (看板表示が消えている)



○その他

●表示がない

・多摩川緑地宇奈根地区

●路面表示が消えている

・幸区役所日吉合同庁舎 (臨時駐車場)

・多摩川緑地瀬田地区

・入江崎余熱利用プール

・教育文化会館

●看板表示が消えている

・大師公園

・等々力緑地東駐車場

・等々力緑地市民ミュージアム前駐車場

●一般駐車場とは異なる場所にあるため車いす使用者用駐車区画の場所が分かりづらい

・川崎市総合自治会館

・入江崎余熱利用プール

● 駐車場が広く又は複数の階があり、入場時に車いす使用者用駐車区画の位置が分かりにくい

- ・ 生田緑地西口駐車場（路面のみの表示で、近くまで行かないと分からない）
- ・ 港湾振興会館（川崎マリエン）（2箇所あるが、収容台数が多く、案内がないため分かりにくい）
- ・ 東扇島東公園（3箇所あるが、収容台数が多く、案内がないため分かりにくい）
- ・ 宮前市民館（駐車場は地上階と地下階にあるが、地下まで下りていかないと車いす表示がない）
- ・ 多摩区役所（1箇所については、駐車区画の前まで行かないと分からない）

【参考事例】

● 設置の案内

○ 中原区役所

（駐車区画の場所の案内が入口ゲートにある）



○ 多摩病院

（入口にフロア毎の駐車区画の満空表示がある）



（イ） 車いす使用者用駐車区画の設置位置に課題がある事例

○ 等々力緑地南駐車場（車道に囲まれている）



○ 王禅寺ふるさと公園（公園入口から遠くに設置）



○ その他

● 施設入口から遠い

- ・ 国際交流センター（地下駐車場）
- ・ 幸区役所日吉合同庁舎

(ウ) 車いす使用者用駐車区画の幅が狭い事例

○川崎市役所田島支所



○上下水道局北部下水道管理事務所



○同様の事例

- ・かわさき北部斎苑
- ・堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）
- ・教育文化会館

(エ) 設置状況に課題がある事例

○かわさき北部斎苑

(駐車区画内に溝がある)



○麻生区役所道路公園センター

(駐車区画が傾斜している)



○その他

- ・教育文化会館 (駐車区画が傾斜している)

(オ) 施設入口への動線に課題がある事例

○川崎市民プラザ（通路が狭い）



○緑化センター（施設入口前に植木鉢等が設置）



○川崎区役所道路公園センター
（施設入口に泥落としマット）



○高津区役所（側溝の蓋の隙間が広い）



○高津スポーツセンター（通路に凹凸）



○高津市民館橘分館（プラザ橋）（動線に段差）



○宮前市民館（くぼみ）

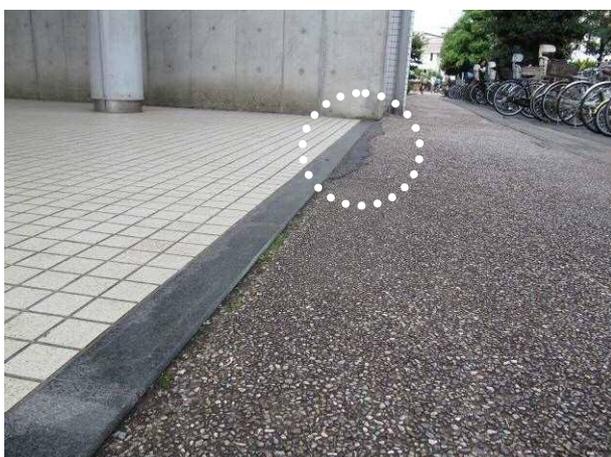


○麻生スポーツセンター
（段差及び金属製バリケード）



【参考事例】

○高津スポーツセンター（段差解消の対応）



○生活文化会館（てくのかわさき）
（側溝の蓋の隙間が狭い）



○その他

- ・かわさき新産業創造センター（K B I C）（段差解消の対応）

カ 車いす使用者用駐車区画の運用について

（ア）公用車が駐車していた事例

○環境局南部生活環境事業所



○東扇島西公園第2駐車場



【参考事例】

●車いす使用者用駐車区画の運用

○市役所本庁舎（満空表示が「満車」時においても、車いす使用者用駐車区画は確保されている）



○中原区役所（区役所敷地内駐車場）

（車いす使用者用駐車区画使用の際、総合受付で声を掛けて許可証を車両前面に掲示）



○宮前スポーツセンター第1駐車場

（通常は区画にカラーコーンを設置し、身体障害者は入口ゲートのインターホンで職員に知らせる）



キ 有料駐車場における入口の表示について

(ア) 入口に利用時間又は利用料金の表示が無い事例

- 川崎市民プラザ (利用時間表示なし)
- 西菅公園 (利用時間、利用料金の表示なし)
- 川崎病院 (利用時間表示なし)
- 多摩病院 (利用時間表示なし)

(イ) 入口に減免制度の案内表示がない又は分かりにくい事例

- 市役所本庁舎
- 市役所第3庁舎
- 川崎市民プラザ
- かわさき新産業創造センター (K B I C)
- 港湾振興会館 (川崎マリエン)
- 大師公園
- 富士見公園東駐車場
- 幸区役所
- 多摩川緑地丸子橋地区
- 中原区役所 (セントア武蔵小杉駐車場)
- 等々力緑地東駐車場
- 高津区役所
- 多摩川緑地瀬田地区
- 宮前区役所 (第1駐車場、第2駐車場)
- 宮前市民館
- 多摩川緑地宇奈根地区
- 多摩区役所
- 稲田公園
- 麻生区役所
- 川崎病院

ク 無料駐車場における目的外利用について

(ア) 目的外利用が疑われる事例

- 川崎区役所大師支所 (駐車後に支所に入らず、他の場所に向かっている利用者がいた)
- 多摩川緑地宇奈根地区 (駐車場にテーブルを置いて会食をしていた)
- 宮前区役所向丘出張所 (運送業者の車が駐車し、施設以外の場所に配達をしていた)

(イ) 目的外利用が可能となる運用の事例

○公文書館（車止めポールとチェーンで閉鎖しているものの、一部で約2.7mの幅で開いておりまた、調査時にバイクが2台通り抜けをしていた）



○川崎休日急患診療所

（休館時に車止めポールは上がっておらず、また、車止めポールが2箇所破損していた）



○橋公園（利用時間は終日（一次調査回答）とのことであったが、現地の利用時間の表示は8：30～17：00となっていた）



○多摩区役所生田出張所（門扉が動かず使用されていない状況であった）



○その他

- ・高津区役所橋出張所（車止めポールはあるが使用されていない状況であった）
- ・宮前区役所向丘出張所（駐車場を閉場するための門扉や車止めポール等が設置されていない）
- ・麻生区市民活動支援施設（麻生市民交流館やまゆり）（駐車場を閉場するための門扉や車止めポール等が設置されていない）

【参考事例】

●開館時の管理

○国際交流センター（入出場用ゲート機器の設置及び施設利用者専用駐車場の表示）



● 駐車場利用者管理簿等による管理

○ 産業振興会館（予約制で利用予定者名をカラーコーンに表示）



○ 有馬・野川生涯学習支援施設（アリーノ）（受付で利用者名簿を記入し、車上に駐車証を掲示）



● 閉館時の駐車場閉場

○ 百合丘歯科保健センター

（閉館時に車止めポールを上げている）



○ 麻生休日急患診療所

（閉館時に駐車禁止ボードを設置）



2 市役所・区役所駐車場貸付契約に関する調査

(1) 駐車場貸付契約の導入経緯、概要等について

ア 経緯

適正利用（有料化）前の市役所・区役所駐車場については、①自家用車利用の抑制、長時間駐車抑制②長時間の入庫待ち③待機車両による渋滞発生④管理経費負担⑤駐車場利用の有無によるサービスの違い、等が課題となっていた。そのため、上記課題の解決のため、平成19年12月策定の「市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施に向けた基本方針」及び平成20年12月策定の「市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画」に基づき、平成21年5月から、貸付方式により、市役所・区役所駐車場（11箇所）の有料化が実施された。

平成21年5月に貸付契約が開始されて以降の契約の概要については以下の表のとおりである。第1期目の契約における貸付料は年間定額の基本貸付料のみであったが、第2期目となる現在の契約（以下「現貸付契約」という。）では契約内容を見直し、駐車場の利用実績に応じて貸付料が変動する従量貸付料を導入している。

市役所・区役所駐車場貸付契約の概要

	契約期間	契約公募方法	借受者	貸付料の方式、貸付金額（年額）	貸付物件
第1期目	平成21年5月25日～平成24年3月31日	プロポーザル方式	パーク二四株式会社	基本貸付料 (年間約600万円)	市役所本庁舎、市役所第3庁舎、幸区役所、中原区役所、中原区役所暫定、高津区役所、宮前区役所、宮前市民館・図書館、宮前区役所第2、多摩区役所、麻生区役所
第2期目 (現貸付契約)	平成24年4月1日～平成28年3月31日		タイムズ24株式会社	基本貸付料＋ 従量貸付料 (年間約2,500万円)	同上 ※中原区役所及び中原区役所暫定は平成27年2月から除く

なお、第3期目（平成28年4月～平成32年3月）の貸付契約締結に向けて、平成27年度に借受者の公募手続きが行われ、平成27年12月に現貸付契約の借受者と同じタイムズ24株式会社が借受予定者として選定されたところである。

イ 貸付契約の概要、特徴

- ・市有財産（土地・建物）を貸付して、民間事業者が駐車場として運営
- ・市役所、区役所等対象施設利用者は原則1時間無料
- ・障害のある方、市（区）主催の会議委員、工事用車両等については所要時間（全額）無料
- ・開庁時間中の駐車場料金については、施設利用者による駐車場利用を優先し、施設を利用しない一般の利用を抑制するため、市役所・区役所等の施設を利用しない者（以下「一般利用者」という。）は周辺より高めの料金設定。市役所・区役所等の施設利用者は1時間を超えて駐車した場合、周辺と同等の料金設定。

(例) 市役所本庁舎駐車場の料金設定

曜日	時間帯	施設利用者	一般利用者	当日最大料金 (一般利用)
平日	8～18時	最初の1時間無料、 以降30分300円	60分800円	1,800円
	18～24時		30分200円	
	24～8時		60分100円	
土・日・祝日	8～24時		30分200円	
	24～8時		60分100円	

※施設利用者料金よりも一般利用者料金の方が安い時間帯は、一般利用者料金が適用される。

ウ 現貸付契約の対象となる駐車場

現貸付契約の対象となる駐車場（以下「貸付契約対象駐車場」という。）は以下のとおりである。（平成27年4月1日現在）

貸付契約対象駐車場一覧

駐車場名
川崎市役所本庁舎
川崎市役所第3庁舎
幸区役所
高津区役所
宮前区役所（駐車場3箇所あり）
宮前区役所
宮前市民館・図書館
宮前区役所第2
多摩区役所
麻生区役所

(2) 貸付契約対象駐車場の利用実態

貸付契約対象駐車場の利用実態を確認するため、平成27年7月7日（火）～7月24日（金）の貸付契約対象駐車場の実態に関するデータを借受者から取り寄せ、調査を行った。

施設利用者は、認証機を通すことにより1時間の無料認証を受けられることから、認証機を通した台数を施設利用者、認証機を通していない台数を一般利用者とし、各施設における開庁時間内の施設利用者と一般利用者の利用実態について確認を行った。

その結果は次のとおりである。

貸付契約対象駐車場利用実態

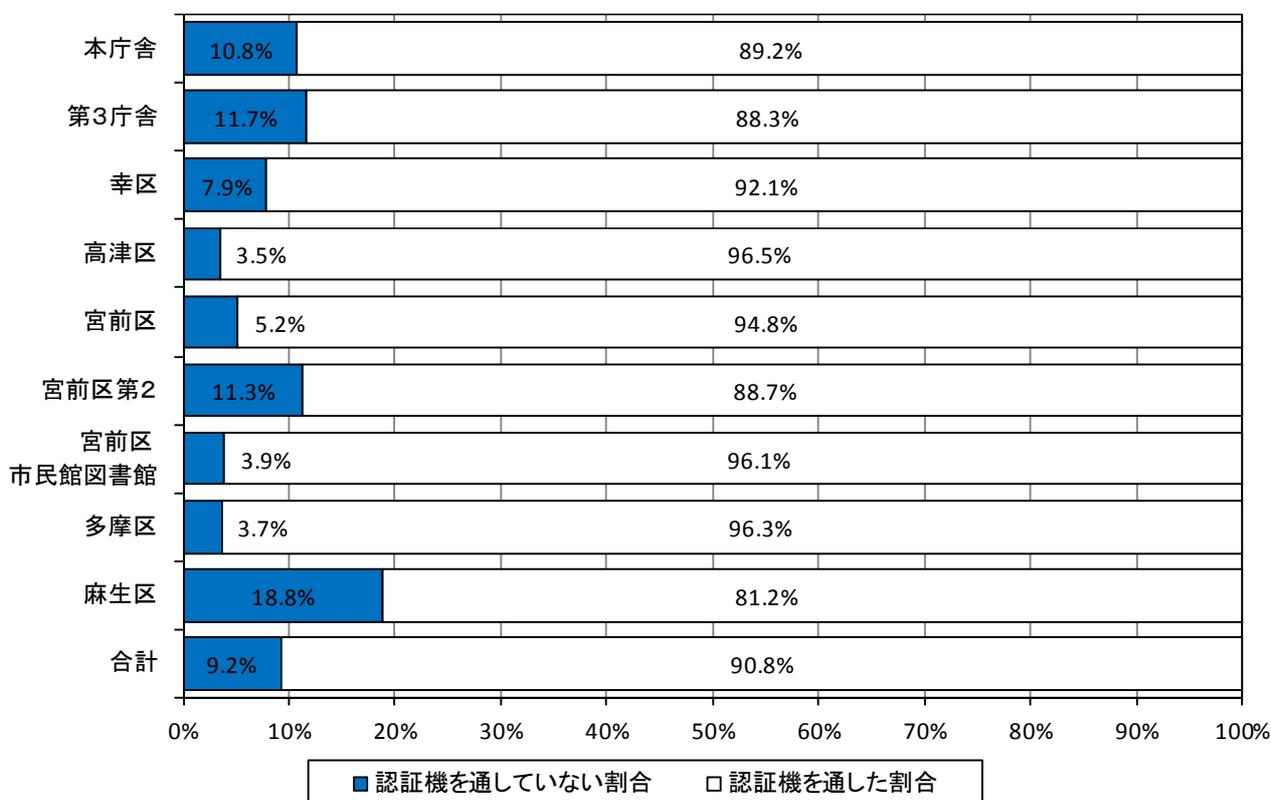
[単位：台]

対象駐車場利用実態 (7/7～7/24)	本庁舎	割合	第3庁舎	割合	幸区	割合	高津区	割合	宮前区	割合
開庁時間内の入庫数	3,355	100.0%	1,345	100.0%	3,575	100.0%	4,138	100.0%	2,363	100.0%
うち認証機を通した台数	2,992	89.2%	1,188	88.3%	3,294	92.1%	3,992	96.5%	2,240	94.8%
うち認証機を通していない台数	363	10.8%	157	11.7%	281	7.9%	146	3.5%	123	5.2%

対象駐車場利用実態 (7/7～7/24)	宮前区 第2	割合	宮前区 市民館図書館	割合	多摩区	割合	麻生区	割合	合計	割合
開庁時間内の入庫数	2,273	100.0%	2,754	100.0%	6,191	100.0%	7,477	100.0%	33,471	100.0%
うち認証機を通した台数	2,016	88.7%	2,647	96.1%	5,962	96.3%	6,072	81.2%	30,403	90.8%
うち認証機を通していない台数	257	11.3%	107	3.9%	229	3.7%	1,405	18.8%	3,068	9.2%

※借受者提供データをもとに監査事務局作成

駐車場別 開庁時間中の入庫数のうち、認証機を通していない割合／通した割合



対象期間中の開庁時間内の入庫数合計をみると、33,471台となっており、うち認証機を通した（1時間の無料認証を受けた）台数は計30,403台（90.8%）、認証機を通していない台数は計3,068台（9.2%）となっていた。

また、開庁時間内に入庫した車両で、認証機を通した車両を「市役所・区役所等の施設利用者」、認証機を通していない車両を「一般利用者」とみなすと、一般利用者の割合が高い駐車場は、麻生区（18.8%）、第3庁舎（11.7%）、宮前区第2（11.3%）の順となっていた。逆に、一般利用者の割合が低い駐車場は、高津区（3.5%）、多摩区（3.7%）、宮前区市民館・図書館（3.9%）の順となっていた。

(3) 無料認証措置について

ア 無料認証の概要

市役所・区役所等の施設利用者に対する無料認証は2種類が設けられており、1時間無料と所要時間(全額)無料がある。

1時間無料となる施設利用者は、市役所、区役所及び併設施設の利用者であり、施設の利用窓口で職員から駐車券に対応課の押印を受けた(※本庁舎及び第3庁舎のみ。区役所駐車場では押印は行っていない。)後、利用者が施設に設置された認証機に駐車券を通すことにより、最初の1時間分の駐車場の利用料金が無料となるとともに、1時間を超えた利用の場合にも、一般利用者よりも安い利用料金が適用される。



1時間無料認証機

また、所要時間無料については、その対象となる施設利用者が以下の表のとおり定められており、利用窓口でその旨を申し出ることにより、職員から所要時間無料券が配布され、施設を利用する時間の駐車場の利用料金が無料となる。

さらに、所要時間無料の方法は所要時間無料券を配布する方法と、駐車券を所要時間無料措置に対応した無料認証機に通す方法の2種類があるが、市役所・区役所駐車場の適正利用(有料化)の開始に際して庁内向けに作成された「市役所・区役所駐車場適正利用(有料化)運用関係マニュアル(財政局資産管理部資産運用課作成。以下「運用マニュアル」という。)」では、原則として所要時間無料券を使用することとし、認証機による無料措置は例外的な取扱とされている。



所要時間無料券

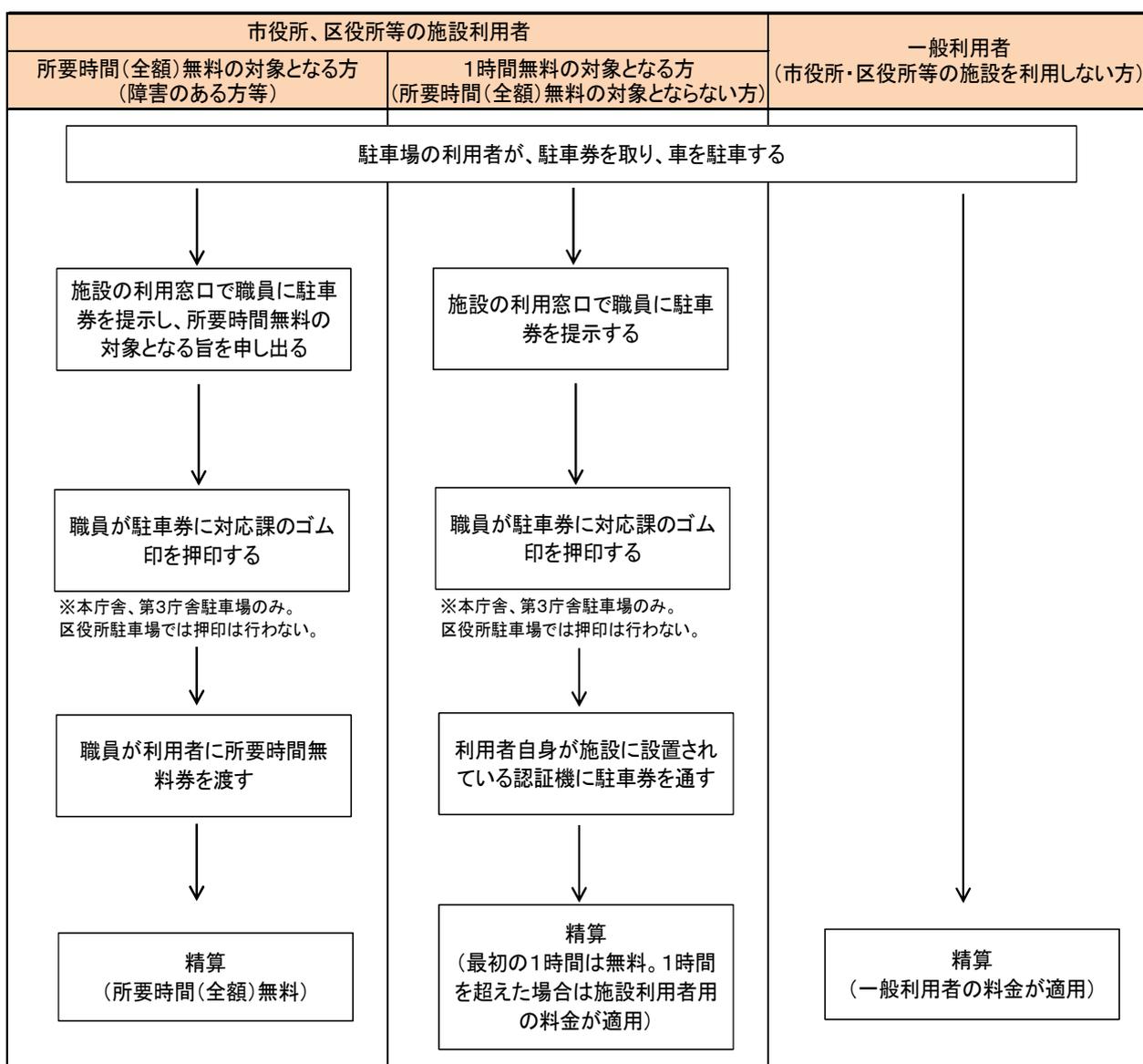
所要時間無料の対象となる方(川崎市ホームページより引用)

対象者	手続等
障害のある方	障害のある方や障害のある方のために運転する方が、施設を利用するために駐車場をご利用になる場合に適用されます。該当する方は、施設の窓口で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをご提示いただき、「無料券」の交付を受けてください。
市(区)主催の会議委員の方	市又は区が主催する会議等の委員又はこれと同等の位置づけがある方が、会議等に参加するために駐車場をご利用になる場合に適用されます。該当する方は、会議等を主催する担当課で「無料券」の交付を受けてください。
市(区)と連携するボランティアの方	市又は区の事務事業と密接に関連するボランティア活動、ボランティア育成講座に参加するために駐車場をご利用になる場合に適用されます。該当する方は、ボランティア等を主催する担当課で「無料券」の交付を受けてください。
機材搬入車	庁舎や施設で行われるイベント等に必要の機材を搬入する場合(事前の許可が必

両・工事用車両	要です。) 、物品の納入、図書の入替え、ごみの収集を行う場合、工事関係車両が駐車場をご利用になる場合に適用されます。該当する方は、庁舎や施設の管理者の指示に従って無料の措置を受けてください。
電気自動車	電気のみをエネルギー源とする車両を運転する方が、施設を利用するために駐車場をご利用になる場合に適用されます(ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は対象外)。該当する方は、施設の窓口で車検証又は車検証の写しを提示して、「無料券」の交付を受けてください。

なお、下図は無料認証の手続の流れを図にしたものである。

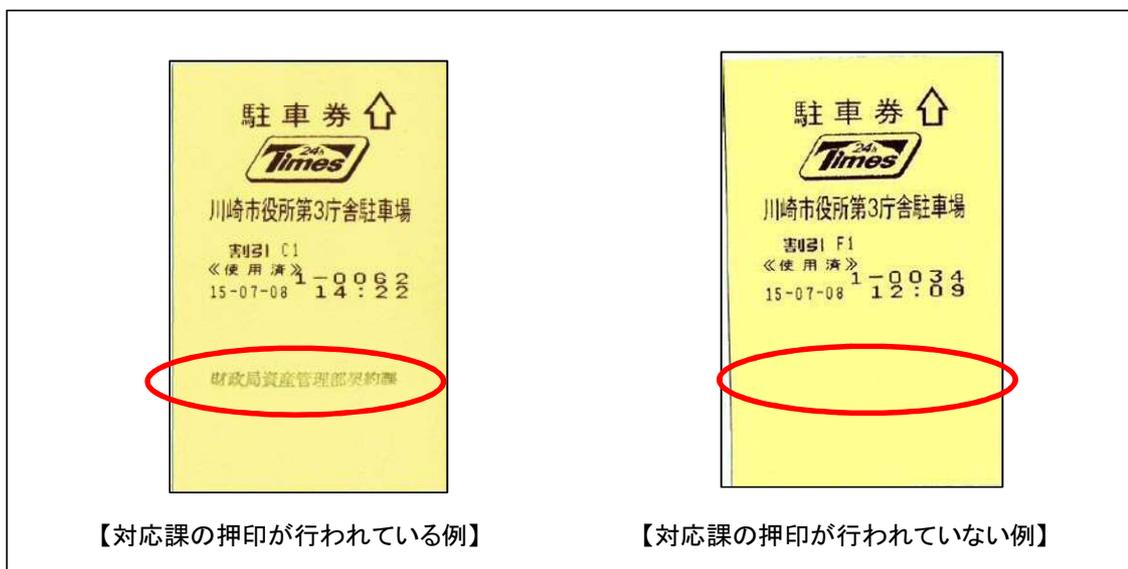
無料認証の手続の流れ（フロー図）



イ 本庁舎及び第3庁舎駐車場における1時間無料認証調査

(ア) 駐車券実物調査

本庁舎及び第3庁舎駐車場では、対象施設（市役所等）の利用者であるかどうかの確認を行うため、及び、施設駐車場の市役所等に用事がない一般利用者が、1時間の無料認証を受ける不適正な認証（以下「不適正認証」という。）を抑止するため、来庁者から駐車券の提示を受けて、市役所の対応課窓口で職員が駐車券に対応課の押印を行うこととしている。



対応課押印の状況を確認するため、財政局資産管理部資産運用課に情報提供を求めたところ、データを持っていなかったため、平成27年7月3日（金）～7月23日（木）の概ね3週間分の本庁舎、第3庁舎駐車場等の駐車券を借受者から実際に取り寄せ、対応課押印の状況について調査を行った。

その集計結果は次のとおりである。なお、利用者が精算時に領収書を希望した場合、駐車券に料金等が印字され、領収書としてそのまま利用者の手元に渡ってしまう運用となっており、こうした駐車券など、一部の駐車券については確認が行えていない。

調査対象の駐車券



駐車券実物調査結果

	平日利用			土日祝日利用 (枚)	合計 (枚)
	1時間無料認証有り 対応課押印無し (枚)	1時間無料認証有り 対応課押印有り (枚)	無料認証無し (枚)		
合計	2,101 ※	1,892	1,002	1,015	6,010

	平日利用 (抜粋)			
	1時間無料認証有り 対応課押印無し (枚)	(割合、%)	1時間無料認証有り 対応課押印有り (枚)	(割合、%)
合計	2,101 ※	52.6%	1,892	47.4%

(*) うち2枚は「川崎市住宅供給公社」、うち1枚は「川崎市まちづくり公社」の押印があり、1時間無料認証されていたもの

対象期間の本庁舎及び第3庁舎駐車場の駐車券合計6,010枚について確認を行った結果、平日利用の1時間無料認証有りの駐車券(計3,993枚)のうち、対応課押印がなかったものは2,101枚(52.6%)、対応課押印があったものは1,892枚(47.4%)となっており、本来対応課押印がされるべき駐車券のうち半数超について、押印がされていない状況となっていた。

また、1時間無料認証は本市が指定する対象施設の利用者のみが認証の対象者となっているが、対象施設以外の対応課押印がされ、1時間無料認証を受けている駐車券も一部でみられた。

なお運用マニュアルによると、1時間無料措置の運用状況については、定期的に検証を行い、必要に応じて運用方法を見直すとされているが、貸付契約対象駐車場における駐車券については、借受者により回収された後即座に廃棄されており、貸付契約が開始された平成21年以降、財政局資産管理部資産運用課による押印状況を把握するための実態調査、検証は行われていない。

(イ) 1時間無料認証機の設置状況調査

無料認証機の設置状況（平成27年9月時点）について調査を行ったところ、以下のような状況であった。

本庁舎、第3庁舎駐車場の無料認証機設置状況一覧

庁舎名	設置場所	認証機の認証方法	備考
本庁舎	案内所	利用者が認証機を通す	
	守衛室	利用者が認証機を通す	
第2庁舎	守衛室	利用者が認証機を通す	
第3庁舎	受付	利用者が認証機を通す	
	警備室	利用者が認証機を通す	
	地下2階駐車場	利用者が認証機を通す	
第4庁舎	受付	利用者が認証機を通す	
明治安田生命ビル	まちづくり局 宅地審査課（7階）	利用者が認証機を通す	窓口から少し離れた待合スペースに認証機あり。認証機の近くに課名のゴム印、スタンプあり、利用者が対応課押印を行う。
	まちづくり局 宅地企画指導課（11階）	利用者が認証機を通す	窓口の認証機の近くに課名のゴム印、スタンプあり、利用者が対応課押印を行う。
	財政局契約課（13階）	利用者が認証機を通す	窓口の認証機の近くに課名のゴム印、スタンプあり、利用者が対応課押印を行う。
川崎御幸ビル	かわさき市税事務所 市民税課（2階）	職員が認証機を通す	窓口の内側に認証機があり、職員が認証機を通す形。

多くの認証機は、利用者が駐車券を通す形となっていたが、かわさき市税事務所においては、職員が駐車券を通す形となっていた。

また、一部の認証機については、認証機の近くに課名のゴム印、スタンプが設置してあり、実態として利用者が対応課押印を行う形となっていた。

ウ 市役所・区役所駐車場における1時間無料認証機の設置状況調査

(ア) 1時間無料認証機の設置状況調査

前記1（2）イの市役所・区役所の施設所管課に対する調査（7施設）において、不適正認証防止に向けた取組の実施状況について確認したところ、認証機に不適正認証に対する警告文を貼付している、認証機を職員の目の届く場所に設置している、職員が無料認証機に駐車券を通して等々の取組を行っている等と回答があった。

この不適正認証対策の実施状況（平成27年11月時点）について、現地調査により確認を行ったところ、以下のような状況であった。

市役所、区役所等駐車場 不適正認証対策実施状況一覧

駐車場名	対策実施状況		
	①認証機に不適正認証に対する警告文を貼付しているか。	②認証機を職員の目の届く場所に設置しているか。	③職員が無料認証機に駐車券を通してしているか。
本庁舎駐車場・第3庁舎駐車場	行っている	行っている	行っていない (かわさき市税事務所のみ行っている。)
幸区役所駐車場	概ね行っている	行っている	行っている
高津区役所駐車場	行っている	行っていない (5階エレベータ前、1階保健福祉センター受付は職員不在。)	行っていない
宮前区役所駐車場	行っている	行っている	行っていない
多摩区役所駐車場	行っている	行っている	行っていない
麻生区役所駐車場	行っている	行っている	行っている

「①認証機に不適正認証に対する警告文を貼付しているか」については、ほぼ全ての認証機に警告文が貼付されていた。

「②無料認証機を職員の目の届く場所に設置しているか」については、高津区役所の一部の認証機について、職員の目の届かない場所に設置されていた。

また、「③職員が無料認証機に駐車券を通してしているか」については、大半の駐車場では利用者が駐車券の認証を行う運用となっていたが、かわさき市税事務所、幸区及び麻生区役所においては、認証機を窓口カウンターの中に設置しており、職員が駐車券の認証を行う形となっていた。

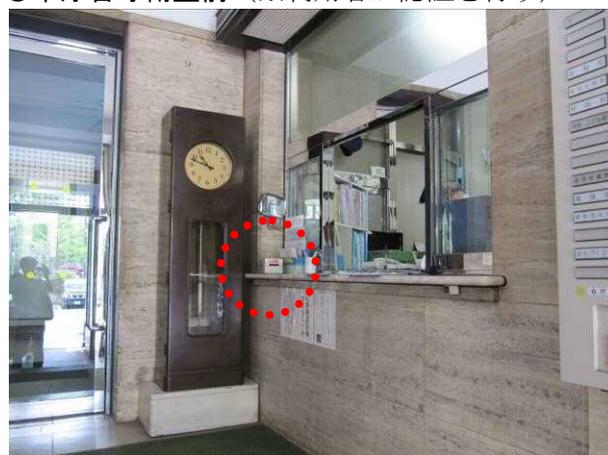
1時間無料認証機の主な設置場所における設置状況

●市役所

○本庁舎受付前（※利用者が認証を行う）



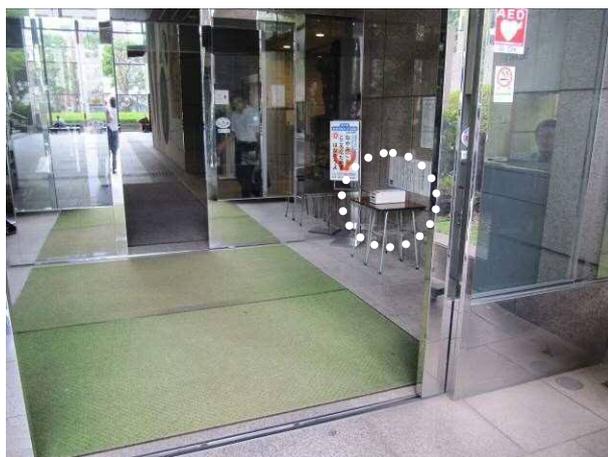
○本庁舎守衛室前（※利用者が認証を行う）



○第2庁舎守衛室前（※利用者が認証を行う）



○第3庁舎守衛室前（※利用者が認証を行う）



○第4庁舎受付（※利用者が認証を行う）



○明治安田生命ビル13階財政局契約課前（※利用者が認証を行う）



○川崎御幸ビル2階川崎市税事務所市民税課（※職員が認証を行っている）



●区役所

○幸区役所（※認証機はカウンターの内側にあり職員が認証を行っている）



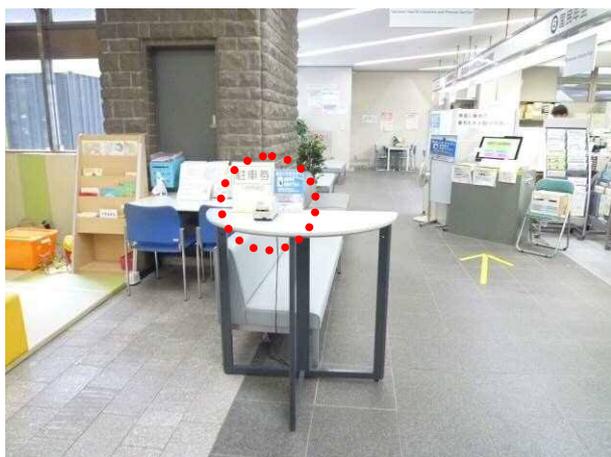
○高津区役所（※利用者が認証を行う）



○宮前区役所（※利用者が認証を行う）



○多摩区役所（※利用者が認証を行う）



○麻生区役所（※認証機はカウンターの内側にあり職員が認証を行っている）



エ 所要時間無料措置件数調査

借受者は、駐車場貸付契約に基づき、毎月無料出庫台数等の情報について財政局資産管理部資産運用課に報告を行っている。また、同課では、所要時間無料券について、金券と同等の価値を持つものであり、無料券の管理を厳格に行い使用数量を適正に把握する必要があることから、半年ごとに、毎月の在庫枚数について各所管課に報告をさせている。

平成26年度におけるこの借受者の情報と市で把握している所要時間無料券の使用枚数を比較したところ、以下の状況となっていた。

平成26年度 所要時間無料措置件数比較

(単位：枚)

局区名	借受者の情報 (無料券使用枚数 + 認証機による無料 措置枚数)	市の情報 (無料券使用枚数)	比較 (事業者－市)
本庁及び第三庁舎	2,101	2,051	50
幸区役所	1,426	1,492	-66
中原区役所	3,503	1,886	1,617
高津区役所	5,126	1,257	3,869
宮前区役所	12,769	10,382	2,387
多摩区役所	3,022	3,229	-207
麻生区役所	9,305	4,690	4,615
合計	37,252	24,987	12,265

※借受者の情報には、事前精算機利用で使用される無料券の分が含まれていない。

※中原区役所については、平成27年1月分までを集計。

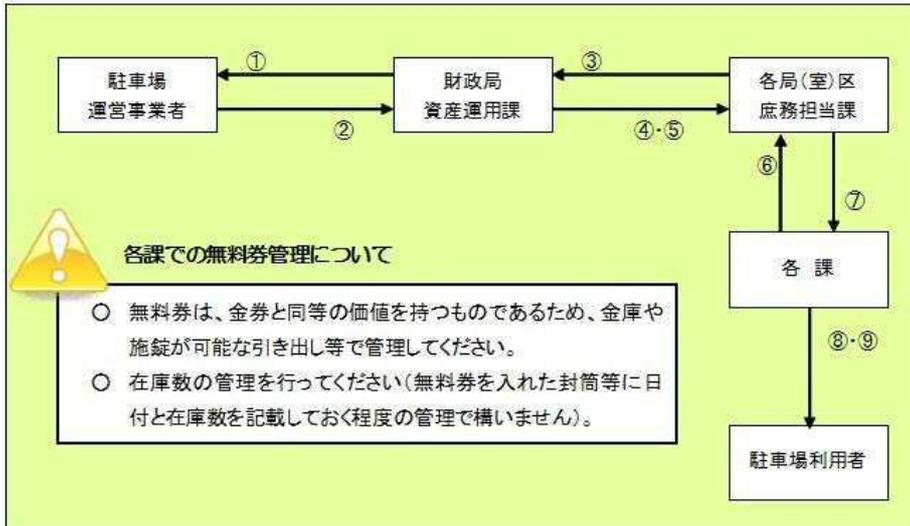
借受者で把握している情報（無料券使用枚数及び認証機による無料措置枚数）から市で把握している情報（無料券使用枚数）を差し引いた枚数は、合計で12,265枚となっていた。

差の内訳について市に確認したところ、市の情報には認証機による所要時間無料措置の枚数が含まれていないことや、借受者の情報では事前精算機（幸区役所、多摩区役所、麻生区役所に設置）で使用される所要時間無料券の枚数がカウントされない等の違いによると考えられるが、これらの枚数については、現在のデータからは把握することができないとのことであった。

オ 所要時間無料の運用に関する抽出調査

所要時間無料券を払い出す際の記録の方法については、運用マニュアルにおいて、「封筒等に日付と在庫数を記録する程度の管理で構わない」とされている。また、認証機による所要時間無料措置を行った際の記録については、特段必要とされていない。

所要時間無料券の管理について（運用マニュアルより引用）



平成27年度に所要時間無料券を使用した課の中から、無料券の払出枚数が比較的多い7局・区の18課を抽出し、払出記録の方法及び認証機による所要時間無料措置の運用状況について調査したところ、以下のような状況であった。

所要時間無料の運用に関する抽出調査（18課）集計結果

(ア) 所要時間無料券の運用について

a 所要時間無料券の払出記録

所要時間無料券の払出について、様式に記録を作成しているか

作成している : 14件

作成していない : 4件

記録の様式について	
記録の様式	件数
所管課独自で定める様式	6
局区で定める様式	4
その他	4

運用マニュアルに基づく記録を行っているか	
運用マニュアルに基づく記録	件数
記録している	3
記録していない	1

※運用マニュアルに基づく記録
: 「封筒等に日付と在庫数を記録する程度の管理」



所要時間無料券の払出記録の状況についてみると、様式に記録を作成しているとの回答が14件、作成していないとの回答が4件あった。

記録を作成している14課に対し、記録の様式について確認したところ、所管課独自の様式や、局・区で定める様式が使用されているなど、様々な様式により記録が行われていた。また、日々の出納を記録しておらず、月に一度在庫数を確認している課もあった。このような状況であることにより、所要時間無料券がどのような対象者に配布されているか、現状では確認が行える状況とはなっていなかった。

また、払出記録の内容についてみたところ、一部の課においては、払出年月日、払出枚数、払出理由等を記載し、決裁を行っていた。

所要時間無料券の払出記録の例（幸区役所地域振興課）

(第1号様式)

所要時間無料券受払簿

所属 地域振興課

受入		払出			残数	担任	係長	課長	備考
年月日	受入枚数	年月日	払出枚数	払出理由					
平成21年6月5日	10	平成27年3月4日	5		21				
平成 年 月 日		平成27年3月9日	2		19				
平成 年 月 日		平成27年3月12日	2		17				
平成 年 月 日		平成27年3月2日	2		15				
平成 年 月 日		平成27年3月17日	5		10				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	3		7				
平成27年3月23日	30	平成 年 月 日			37				
平成 年 月 日		平成27年4月15日	3		34				
平成 年 月 日		平成27年4月19日	2		32				
平成 年 月 日		平成27年4月21日	4		28				
平成 年 月 日		平成27年4月2日	10		18				

※無料券の受入・払出年月日、受入・払出枚数、払出理由、残数、課長までの決裁欄が設けられている。

(イ) 認証機による所要時間無料措置について

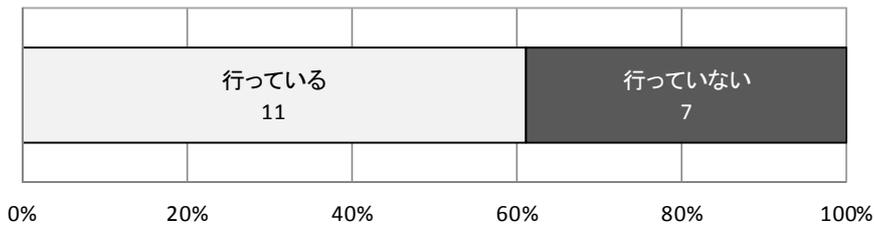
a 認証機による所要時間無料措置

認証機による所要時間無料措置を行っているか

行っている : 11件 ←
行っていない : 7件

認証機を使用した所要時間無料措置を行った際の記録を行っているか

認証機を使用した所要時間無料措置の記録	件数
行っている	3
行っていない	8



次に、認証機による所要時間無料措置の運用状況についてみると、認証機による所要時間無料措置を行っているとの回答が11件、行っていないとの回答が7件あり、「原則として所要時間の無料券を使用する」とする運用マニュアルの内容と齟齬が生じていた。また、一部の課からは、認証機対応の方が効率的であるため認証機を使用しているとの意見もあった。

さらに、認証機による所要時間無料措置を行っている11課のうち、所要時間無料措置を行った記録を作成しているか確認したところ、記録を作成しているとの回答が3件あった。運用マニュアル上は、認証機による所要時間無料措置を行った際の記録は特段必要とされていないが、記録を作成している課にその理由について確認したところ、無料措置を認証機で行っている頻度や利用者を把握するため、上記の無料措置を行った際に、件数、理由等について記録していると回答があった。

認証機による所要時間無料措置の記録の例（幸区役所総務課）

年月日	所属	理由	枚数	備考
24.4.1	総務課	〇〇会議	3	
27/27	総務		1	
7/27	総務		1	
7/27	総務		1	
7/28	"		1	
"	"		1	
"	"		1	
7/28	総務		1	
"	総務		1	
"	"		2	
7/30	総務		1	
"	総務		1	
7/30	総務		1	
8/5	総務		1	
8/5	総務		1	

※所要時間無料の認証機を使用した年月日、所属、理由、枚数、備考欄が設けられている。

(4) その他の調査

ア 貸付契約対象駐車場と周辺民間駐車場との料金比較

駐車場の利用料金設定については、周辺駐車場の相場を基準に、借受者の提案を基に設定がされており、これまで平成24年5月1日、25年9月29日及び同年12月22日に料金変更が行われている。

貸付契約対象駐車場の平日開庁時間中の駐車料金については、市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画において、市役所・区役所等に用事がある方が、駐車場を利用しやすくするために、この時間帯の目的外利用（市の施設を利用しない駐車目的のみの利用）を抑制する料金とし、周辺の民間駐車場より高めの料金体系とすることとしている。

そこで、平成27年9月時点の平日開庁時間中における貸付契約対象駐車場とその周辺の民間駐車場の料金設定について調査したところ、以下のとおり、貸付契約対象駐車場の一般利用者料金が周辺の一部の民間駐車場よりも安い料金設定となっている状況が確認された。

市役所本庁舎駐車場（①）より料金の高い周辺民間駐車場（②、③）



	駐車場の名称・所在地	一般利用者の料金（平日料金のみ抜粋）
①	タイムズ川崎市役所本庁舎駐車場 （川崎区宮本町1）	月一金 <u>08:00-18:00 60分 800円</u> 18:00-00:00 30分 200円 00:00-08:00 60分 100円
②	リパーク川崎砂子1丁目第2 （川崎区砂子1丁目6-2）	平日 00:00-08:00 60分 100円 <u>08:00-00:00 20分 300円（60分換算:900円）</u>
③	タイムズ川崎砂子 （川崎区砂子1-6）	月一金 <u>08:00-00:00 20分 300円（60分換算:900円）</u> 00:00-08:00 60分 100円

高津区役所駐車場（①）より料金の高い周辺民間駐車場（②、③）



	駐車場の名称・所在地	一般利用者の料金（平日料金のみ抜粋）
①	タイムズ高津区役所駐車場 （高津区下作延 2-8）	月一金 <u>08:00-18:00 60分 500円</u> 18:00-08:00 60分 100円
②	タイムズ溝口第6 （高津区下作延 2-9）	<u>07:00-00:00 20分 200円（60分換算:600円）</u> 00:00-07:00 60分 100円 ■最大料金 駐車後 12時間 最大料金 1600円
③	タイムズ溝口第2 （高津区下作延 2-1）	<u>07:00-00:00 20分 200円（60分換算:600円）</u> 00:00-07:00 60分 100円 ■最大料金 駐車後 12時間 最大料金 1600円

イ 市役所・区役所ホームページにおける駐車場情報の提供の取組

市役所・区役所駐車場の中には、混雑により駐車場の入庫待ちが発生している駐車場もある。市役所・区役所の中には、駐車場の入庫待ち解消や、利用者サービス向上の観点等から、ホームページにおいて混雑予想カレンダーや最新の満空情報（借受者のホームページへのリンク）を掲載している施設もある。その掲載状況（平成27年6月時点）についてみたところ、以下のとおり、7施設中3施設で混雑予想カレンダーを、7施設中2施設で最新の満空情報へのリンクを掲載していた。

市役所・区役所ホームページ 掲載状況

	駐車場混雑予想 カレンダー	最新の満空情報 へのリンク
本庁舎	なし	なし
第3庁舎	なし	なし
幸区	あり	あり
高津区	あり	なし
宮前区	あり	なし
多摩区	なし	なし
麻生区	なし	あり

ホームページの例（幸区役所）

川崎市幸区:幸区役所駐車場についてのお知らせ 1/2 ページ

川崎市 幸区
Kawasaki City Green Ward

現在位置: トップページ 作業案内 交通案内 幸区役所駐車場についてのお知らせ

幸区役所駐車場についてのお知らせ

幸区役所の駐車台数が減少します

幸区役所新庁舎建築工事及び外構工事に伴い、平成25年3月から平成26年6月まで、区役所駐車場の駐車台数が大幅に減少します。幸区役所及び関連施設にお越しの際は、協力、公共交通機関等をご利用いただきますようお願いいたします。御不便をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

区役所の駐車場の混雑が予想される日

平成27年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

○駐車場の混雑が特に予想される日
※6月は駐車台数が特に減少しているため○以外の日も混雑が予想されます

また、おむすびず車で実行される際には、関連記事のリンクより駐車場の空状況を確認の上、御利用いただきますようお願いいたします。

幸区役所駐車場の空状況

下の関連記事の「幸区役所駐車場の空状況」から幸区役所駐車場の空状況が確認できます。

関連記事

幸区役所駐車場の空状況について 所蔵PDF

幸区役所駐車場の空状況を掲載しています。

このページに対してご意見を聞かせたい
このページは役に立ちましたか?
役に立った * どちらともいえない * 役に立たなかった
このページは役に立ちましたか?
役に立ちました * どちらともいえない * 役に立たなかった
いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考にいたします。

確認する

http://www.city.kawasaki.jp/saiwai/page/0000040396.html 2015/06/26

タイムズ幸区役所駐車場 | タイムズ駐車場検索 1/7 ページ

タイムズ 幸区役所駐車場
Parking Information

満車

タイムズ幸区役所駐車場
〒213-0292 川崎市幸区幸町4丁目4番2-11
電話:044-232-1111 営業時間:平日9:00~18:00 土・日・祭日 10:00~17:00

駐車台数
種別
入庫時間情報
料金情報
特設設備

○最新の満空情報
(借受者ホームページ)

料金・お支払い

	最大料金等	適用料金
借入車		08:00-18:00 60分 300円 18:00-00:00 20分 100円 00:00-08:00 60分 100円
土日・祭	平日 1 日最大料金 1000円(24時間) 最大料金は繰り返し適用されません	08:00-00:00 20分 100円 00:00-08:00 60分 100円

タイムズポイント

タイムズサービス方法

周辺のタイムズ・施設

周辺のタイムズ

- 幸区役所庁舎前
- 幸区役所庁舎裏

ここから行ける駐車場の施設

幸区役所庁舎前
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏
幸区役所庁舎裏

http://times-info.net/map/parkdetails/BUK0023222.html 2015/06/30

3 駐車場に関連する主な制度・手引等

(1) 川崎市

ア 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号）（まちづくり局総務部企画課、同指導部建築管理課）

すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的として定められた。この中で、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準を定めており、公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない（第11条）こと、及びこの条例の施行の際現に存する公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない（第12条）こと等が定められている。

また、同条例施行規則では、整備基準の内容が規定されており、例えば、車いす使用者用駐車施設整備基準として、公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設では100台以下で1台分、101台以上は駐車台数/100（端数切上）台分以上の、主として車いす使用者の利用しやすい駐車施設を設けることなどが定められている。

イ 市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画（財政局資産管理部資産運用課）

市役所・区役所駐車場は、施設に用事がない方も利用できる状態となっていたことから、（1）長時間利用、目的外利用（2）長時間の入庫待ち、待機車両による渋滞発生（3）管理経費負担（4）駐車場利用の有無によるサービスの違いなどの課題があった。

上記の課題を解決するため、市は平成19年12月に「市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施に向けた基本方針」を策定し、これに基づき、市役所・区役所及び併設する市民館・図書館などを利用する市民に、駐車場をスムーズに利用していただくため、平成20年12月に同実施計画を策定し、駐車場の効率的な利用と、利便性の向上を図ることとした。

課題解決に向けた方針として、（1）自家用車利用の抑制、長時間駐車抑制、（2）適正な利用の推進（車による来庁が真に必要な利用者が、スムーズに駐車場が利用できるように、目的外利用を抑制することで、待ち時間の解消と待機車両の発生防止を図り、利便性を向上させる）、（3）受益者負担の導入（受けるサービスの違いによる不公平感の解消を図るため、駐車場の利用者には、受益に応じて相応の負担をしていただく）、（4）民間活用と市有財産有効活用（駐車場の管理経費を削減するとともに、市有財産の有効活用による収入を確保し、収入の一部は区の事務事業・区民のサービスの向上などに充当する）の4点が定められている。

また、駐車場の運営形態及び料金体系は、①行政財産の貸付けを受けた民間駐車場事業者が運営する公共的駐車場、②対象駐車場を一括して貸付け、一斉に適正利用（有料化）を実施、③各駐車場の料金は、近隣の民間駐車場の料金を参考に、駐車場事業者が市と協議のうえ、設定することとし、特に、平日の市役所・区役所が開庁している時間帯は、市役所・区役所等に

用事がある方が、駐車場を利用しやすくするために、この時間帯の目的外利用を抑制する料金（目的外利用の料金は、周辺の民間駐車場より高めの料金体系）とされている。

なお、適正利用（有料化）を実施した場合に期待される効果として、（１）目的外利用の減少、（２）長時間駐車の減少、（３）待機車両による渋滞発生への減少、（４）自家用車利用の抑制、（５）歳出削減と歳入確保による財政効果、が挙げられている。

ウ かわさき資産マネジメントカルテ（財政局資産管理部資産運用課）

本市では、平成23年度から25年度までの3か年を取組期間とする「川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン（第1期取組期間の実施方針）」を平成23年2月に策定し、モデルケースによる取組手法の検討を行いながら、大規模施設を中心とした施設の長寿命化等の資産マネジメントの取組に着手してきた。

こうした取組は、今後も対象を拡大し、長期かつ継続的に推進していく必要があり、また、併せて、本市施設の状況をできる限りわかりやすく伝えるため、平成26年度から32年度までの7年間を取組期間とした「かわさき資産マネジメントカルテ〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉」を平成26年3月に策定した。

この中で、駐車場に関する取組事項として、「庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進」が掲げられており、「庁舎や公の施設に設置している駐車場のうち、採算性が見込めるもの等については、民間事業者の活用による適正利用を推進します。また、利用状況や周辺状況の変化等を考慮し、民間事業者による電気自動車充電器の拡充等、多様な効果創出に向けた取組を推進します。」と示されている。

エ 市役所・区役所駐車場適正利用（有料化）運用関係マニュアル（財政局資産管理部資産運用課）

市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）の開始に際して、庁内向けに作成されたマニュアルであり、各駐車場の営業時間・営業形態、利用可能台数、料金などの駐車場の概要のほか、無料認証の考え方、具体的な駐車券の認証方法や、所要時間無料券の管理方法、Q&Aなどから構成されている。

この中で、本庁舎・第3庁舎駐車場の駐車券については、駐車券に対応課のゴム印を押印することとされており、「駐車場運営事業者との契約上、来庁者の無料措置（1時間・所要時間共に）の運用状況については、定期的に検証を行い、必要に応じて運用方法を見直すこととなっているため、駐車券には対応課のゴム印を押印していただく必要があります。」と記載されている。

また、所要時間の駐車料金が無料になる場合は、「原則として、駐車場利用者の駐車券を認証機で処理するのではなく、所要時間無料券を配付していただきます。」と記載されている。

所要時間無料券については、「物品」に準じた管理方法として、「金庫や施錠が可能な引き出し等で管理すること」「在庫数の管理を行うこと（無料券を入れた封筒等に日付と在庫数を記載しておく程度の管理で構わない）」と記載されており、また、「運用方法を検証するため、定期的に、資産運用課から各局室区庶務担当課に在庫数の報告を依頼します。」と記載されている。

オ 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年条例第52号）（環境局地球環境推進室）

地球温暖化対策の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策等、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として、平成21年12月に制定された。

この中で、事業者及び市民は、公共交通機関の利用、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとされ（第26条第1項）、市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない（第26条第2項）と定められている。

また、同条例第6条に基づき平成22年10月に策定された、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」では、基本施策として交通における地球温暖化対策の推進が定められ、公共交通機関の利用を促進させることにより、マイカー利用の削減が期待できることから、公共交通機関の利便性の向上に取り組んでいくとしている。

（2）国

ア 駐車場法（昭和32年法律第106号）（国土交通省）

都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として定められた法律で、路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって一般公共の用に供する駐車場）のうち都市計画区域内に設置され、自動車の駐車のために供する部分（車路は含まない）の面積が500平方メートル以上のもので、駐車料金を徴収する駐車場を設置する者は、あらかじめ当該駐車場の位置、規模、構造、設備等を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）にあらかじめ届け出なければならないと定められている。（第12条）

また、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならないと定められている。（第13条）

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（内閣府） （通称「障害者差別解消法」）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）

この法律では、主に①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること（第7条、第8条）、②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること（第6条）、③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること（第9条～第11条）等が定められている。

第3 監査の結果

本市では、市民に身近な施設として、市役所をはじめ区役所、支所・出張所などの庁舎のほか、市民の福祉の増進のために市民館・図書館などの社会教育施設や公園などの公の施設を設置しており、自動車で施設を訪れる方のための市民用駐車場を設置している施設もある。

本市では、地球温暖化対策の取組の一環として公共交通機関の利用を促進しているものの、施設の立地条件や利用者の身体の状態等により、施設を自動車で訪れる需要は一定程度存在すると見込まれ、今後、高齢化がより一層進展する状況では、その需要が増すことも想定され、駐車場は施設利用者のための施設の一部としてより重要な役割を担うものとする。

市の施設の駐車場においては、市民が安全かつ公平・適正に利用できることが重要であるが、それぞれの施設について、立地条件、駐車場の規模及び状況は様々であることから、各駐車場の設置状況、利用実態等について全庁的な観点から監査を行い、その課題、問題点を探った。

今回の監査では、書面調査、ヒアリングにより、施設駐車場の実態把握を行うとともに、市民が利用可能な駐車場が設置されている314の施設の中から、利用者が限定されない、広く市民の利用に供するための駐車場を有する134施設（144駐車場 総台数8,984台）を抽出し、分析を行うなどした。

また、そのうち95施設の105駐車場については現地調査を行い、その実態の確認を行うなど、駐車場の管理状況、利用実態、運用などについても状況把握を行った。

その結果、おおむね適正に事務が執行されていると認められ、また、他の施設でも参考となる取組事例もあったが、次のとおり改善すべき事項、全庁的な観点から検討を要する課題が認められた。

については、今後の駐車場の管理・運営に当たり、市民が安全かつ公平・適正に駐車場を利用できるよう、監査結果を活用されるとともに、必要な検討、改善を行い、各施設において駐車場の管理・運営がより一層適正に行われることを期待する。

1 駐車場の適正な管理及び運用について

(1) 駐車場の案内表示について

利用者が駐車場にスムーズに入場できることは、利用者の安全性や利便性、周辺の自動車や歩行者の通行への影響の観点などからも重要である。「第2 1(3)ア 駐車場の案内表示について」のとおり、駐車場入口の案内表示がないため又は表示はあるが運転者から見づらいため、駐車場の入口が分かりにくい事例などが見受けられた。運転者が運転しながら施設の駐車場入口を視認できる、分かりやすい入口案内表示を行われたい。

特に、同一敷地内に複数の施設が設置されているなど、外観上複数の入口があり、駐車場の入口が判然としない、あるいは、市民用駐車場と車いす使用者用駐車場の場所が異なる場合などにおいては、運転者が迷うことのないよう、できるだけ分かりやすい表示を行われたい。なお、参考となる取組事例として、幸区役所日吉合同庁舎では、運転者の視点で駐車場の位置が道路上から分かりやすく案内されていた。

また、市民用駐車場以外の駐車場もある中で、どこが市民用駐車場か判別できない事例も見受けられた。駐車場のうちその一部を市民用駐車場とする場合、利用者が迷うことのないよう駐車

場所を表示されたい。なお、参考となる取組事例として、上下水道局第2配水工事事務所では、「来客用」との看板及び路面表示があり分かりやすく案内されていた。

さらに、駐車場から施設入口が分かりにくい事例が見受けられた。駐車場から施設入口が離れているなど、一見して入口が分からない場合には、入口への案内表示を行われたい。

(2) 駐車場の適正な維持・管理について

駐車場は、利用者が安全で快適に利用できるよう維持・管理されている必要があるものと考えられる。「第2 1 (3) イ 駐車場の管理状況について」のとおり、区画表示がない事例や区画表示が消えている事例が見受けられた。駐車区画の表示を行っていない又は区画表示が消えてしまっている施設においては、利用者の安全確保の観点から踏まえ、適切に表示を行われたい。

また、路面にくぼみ等がある事例、駐車場内に破損箇所がある事例、駐車場に関する案内や注意喚起を行う看板の表示が消えている事例、車や歩行者にとって危険と考えられる箇所がある事例、不法投棄の事例、市の資材等が駐車場に置かれている事例が見受けられた。駐車場で不具合が生じている箇所等については、早急に確認を行い、その改善策等について検討の上、対応を行われたい。

さらに、各施設においては、運転者及び歩行者の視点に立ち、駐車場の状況についてその安全性や管理上の課題等がないか、定期的に確認を行い、駐車場の適正な維持・管理に努められたい。

(3) 車道における入庫待ち車両の対応について

入庫待ちにより車道で待機する車両は、周辺の自動車の交通の妨げとなり、交通安全上も問題である。「第2 1 (1) ウ 表9 駐車場の混雑状況別施設数一覧及び表10 入庫待ちの有無（発生頻度）別施設数一覧」のとおり、年間を通して混雑する施設や、また「第2 1 (3) ウ 入庫待ちについて」のとおり、入庫待ちが発生している事例も見受けられた。

入庫待ちが発生している施設においては、入庫待ちの実態を踏まえ、「第2 1 (3) ウ 入庫待ちについて 【参考事例】」のとおり、入庫待ち禁止の看板等の掲示や、施設周辺における提携駐車場や借上駐車場の設定、また、有料の駐車場における出庫を円滑にするための事前精算機の導入など、先行事例などを参考に、入庫待ちが生じないための対応について検討されたい。

(4) 利用者の安全の確保について

施設利用者が安全に駐車場を利用できることは重要であり、また、駐車場内の安全が確保されることにより、事故等への対応の労力や施設の破損を未然に防ぐ効果も期待できるものと考えられる。

「第2 1 (2) ア (ア) 駐車場内での事故の状況（平成24年4月～27年7月）について」のとおり、平成24年4月から平成27年7月までに、人身事故が6駐車場で、物損事故が33駐車場で発生していた。また、「第2 1 (3) エ 安全について」のとおり、駐車場への入出場時又は駐車区画への入出庫時に危険と考えられる事例が見受けられた。

各施設においては、駐車場利用者の安全を確保するために、「第2 1 (2) ア (イ) 駐車場内等での安全対策、事故防止対策について」及び「第2 1 (3) エ 安全について 【参考事例】」のとおり、先行事例などを参考に、事故等の発生を未然に防ぐための対策を適切に講じられたい。

(5) 車いす使用者用駐車区画について

ア 車いす使用者用駐車区画の設置について

本市では、川崎市福祉のまちづくり条例を制定し、市の施設に限らず、同条例で定める公共的施設の新築等においては、その用途及び規模によって車いす使用者用駐車区画の整備基準を定め、これを遵守しなければならないこととしている。

(ア) 設置について

「第2 1 (2) ア (ウ) 車いす使用者用駐車区画の設置状況について」のとおり、車いす使用者用駐車区画の設置台数が同条例に規定する整備基準未満となっている駐車場が60駐車場あった。整備基準への適合は努力義務とされているが、車いす使用者用駐車区画未設置の施設及び設置数が同条例の基準に満たない施設においては、同条例を制定している市の施設として、積極的に取組を行う必要があるとともに、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）の施行が予定され、また、平成27年2月に策定した「2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト取組方針」において、各施設におけるバリアフリー環境の整備を掲げていることも踏まえ、障害者等の施設利用の機会を確保するためにも、車いす使用者用駐車区画の設置について改めて検討を行い、設置に努められたい。

(イ) 表示について

車いす使用者用駐車区画の表示については、「第2 1 (2) ア (エ) a 路面表示及びb 看板又は壁面表示」及び「第2 1 (3) オ (ア) 車いす使用者用駐車区画の表示に課題がある事例」のとおり、路面表示がない又は路面や看板等の表示が消えているなど、車いす使用者用駐車区画の表示に課題がある事例が見受けられた。車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、路面や看板等の表示を適正に行うとともに、維持・管理に努められたい。

また、駐車場が広く又は複数の階があり、入場時に車いす使用者用駐車区画の位置が分かりにくい施設においては、駐車場入口から車いす使用者用駐車区画へ誘導するための案内表示を行うなど、分かりやすい表示に努められたい。

(ウ) 設置位置について

「第2 1 (3) オ (イ) 車いす使用者用駐車区画の設置位置に課題がある事例」のとおり、車いす使用者用駐車区画が施設入口から遠い場所又は車道に囲まれた駐車場の中心に設置されているなど、設置位置に課題がある事例が見受けられた。車いす使用者が施設入口まで安全に通行できるよう、車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ再検証の上、設置位置について適切に対応されたい。

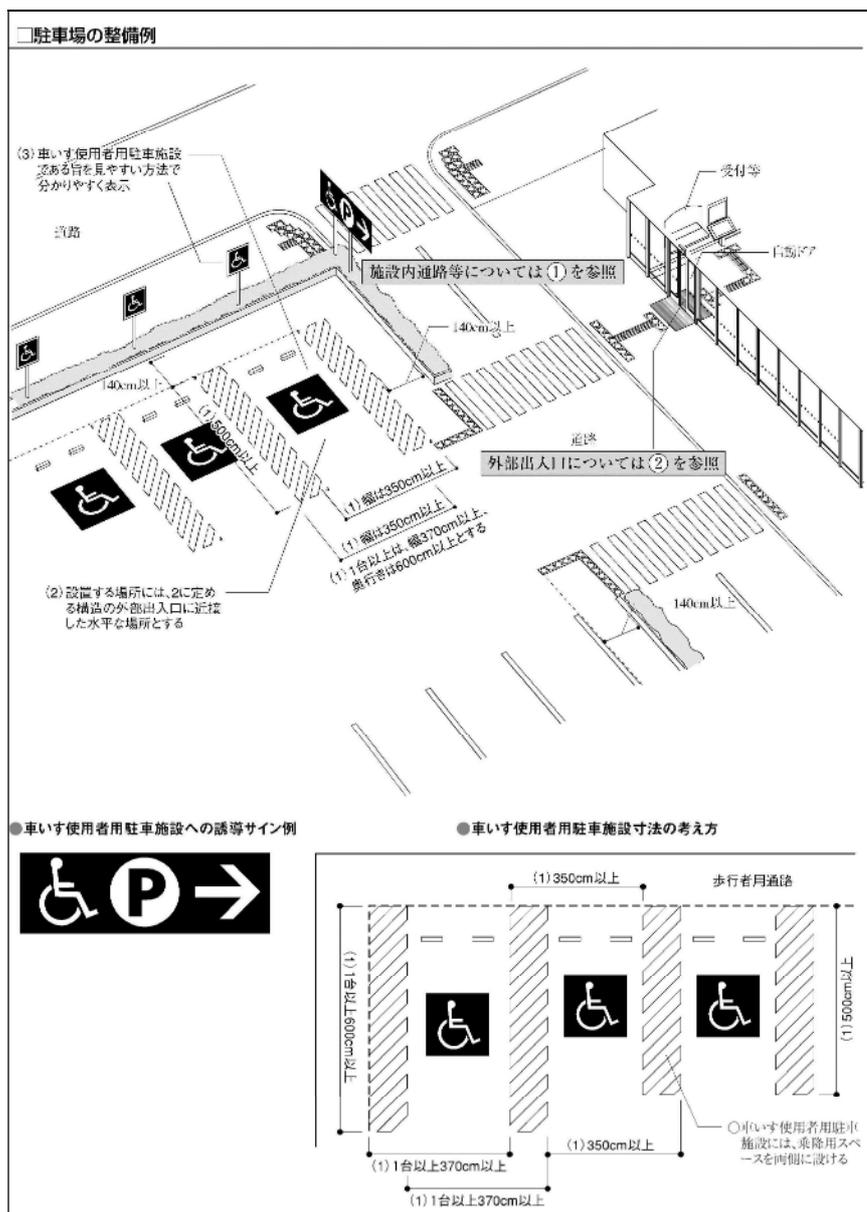
(エ) 設置の状況について

「第2 1 (3) オ (ウ) 車いす使用者用駐車区画の幅が狭い事例及び(エ) 設置状況に課題がある事例」のとおり、車いす使用者用駐車区画の幅が一般駐車区画と同等の広さとなっており狭い事例や、傾斜した場所に区画が設けられているなど、設置状況に課題がある事例が見受けられた。車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、川崎市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を踏まえ再検証の上、車いす使用者の安全を十分確保するよう改められたい。

(オ) 車いす使用者用駐車区画から施設入口への動線について

「第2 1 (3) オ(オ) 施設入口への動線に課題がある事例」のとおり、車いす使用者用駐車区画から施設入口へ向かう通路等の段差、凹凸、障害物や、車いすの車輪がはまってしまふ恐れがある隙間が広い側溝の蓋など、降車してから施設入口への動線に課題がある事例が見受けられた。車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、車いす使用者が駐車区画から施設入口へ移動する際に、段差や障害物等がなく、常に安全に入館できるように整備し、その維持管理に努められたい。

(参考) 川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル(まちづくり局総務部企画課) 抜粋



イ 車いす使用者用駐車区画の適正な運用について

車いす使用者用駐車区画は、自動車から車いすに乗り換える際に、自動車の扉を大きく開くことなどのために、広い幅の駐車区画が必要となることから、一般車と異なる区画として設置されるものである。車いす使用者用駐車区画については、こうした設置目的を踏まえ、利用対象者が利用しやすいよう、適切に運用される必要がある。

(ア) 利用対象者について

「第2 1 (2) ア (エ) c (a) 車いす使用者用駐車区画の利用対象者」のとおり、車いす使用者用駐車区画の利用対象者については、施設により取扱が異なっており、車いす使用者のみとする施設及び車いす使用者以外も対象とする施設があり、車いす使用者以外の利用対象者の内容についても、施設により様々であった。車いす使用者用駐車区画については、利用者が利用しやすいよう、利用対象者及びその表示方法について検証の上、適切に表示されたい。

(イ) 利用対象者であることの表示について

車いす使用者用駐車区画に駐車している自動車の外観からでは、利用対象者か否かを判断することが困難な場合もある。こうした中、「第2 1 (2) ア (エ) d 車いす使用者用駐車区画の利用実態について (c)」のとおり、当該区画を利用対象者以外の者が利用していると苦情等が出されている事例もあるが、この苦情が、駐車している自動車に「身体障害者標識 (肢体不自由であることを理由に自動車免許に条件を付されている方が表示するマーク)」等の表示がないなど、自動車の外観のみで判断されていることも想定される場所である。車いす使用者用駐車区画については、利用対象者が駐車していることが分かるよう、駐車時に「駐車許可証」等の表示を行うことをルール化するなど、「第2 1 (3) カ 車いす使用者用駐車区画の運用について 【参考事例】」のとおり、先行事例などを参考に、適正な運用について検討されたい。

(ウ) 満車時の運用について

「第2 1 (2) ア (オ) 駐車場の満車時の運用について」のとおり、駐車場に入出場用のゲート機器を設置している3 5駐車場のうち2 4駐車場においては、車いす使用者用駐車区画分を含めた台数で「満車」としている。この場合においては、利用対象者以外の者が車いす使用者用駐車区画を利用せざるを得なくなることもあるため、車いす使用者用駐車区画の設置目的を踏まえ、満車時の運用について検討されたい。

(エ) 利用対象者による適切な利用について

「第2 1 (2) ア (エ) d 車いす使用者用駐車区画の利用実態について (b)」のとおり、利用対象者以外の者が車いす使用者用駐車区画を利用している駐車場がみられた。例えば、車いす使用者用駐車区画の床面の塗装や、館内放送やポスター等による適正利用に向けた周知など、「第2 1 (2) ア (エ) c 車いす使用者用駐車区画の運用について (c)」の対応事例などを参考に、車いす使用者用駐車区画の適切な運用について検討されたい。

(オ) 車いす使用者用駐車区画での公用車の駐車について

「第2 1 (3) カ (ア) 公用車が駐車していた事例」のとおり、車いす使用者用駐車区画に公用車が駐車していた事例が見受けられた。車いす使用者用駐車区画を設置する施設においては、車いす使用者用駐車区画の設置目的を十分認識し、適切な運用を行われたい。

(6) ホームページ等での駐車場の案内について

「第2 1 (2) ア (ケ) ホームページ等による駐車場の利用案内について」のとおり、ホームページにおいて駐車場情報を掲載している施設は約半数であった。また掲載情報の内容についてみたところ、施設ごとに異なっていた。各施設においては、自動車を利用して施設に行く必要がある方のために、駐車場に関する情報については適切に案内されたい。

また、公共交通機関の利用を促す文言のホームページでの記載状況について確認したところ、

約74%の施設で記載がされていなかった。川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の趣旨も踏まえ、施設利用について案内するホームページ等に公共交通機関の利用を促す文言を記載されたい。

さらに、現地調査において有料駐車場の精算機を確認したところ、5,000円札及び10,000円札が使用できない施設があった。施設の周辺で両替ができる環境にない場合においては、利用者に不便を来すことも考えられることから、こうした駐車場利用に当たって必要となる情報についても、ホームページ等において適切に案内されたい。

2 市役所・区役所駐車場の貸付契約について

(1) 1時間無料認証機の適正な運用について

現貸付契約に係る市役所・区役所駐車場（貸付契約対象駐車場）の利用者のうち、施設利用者については、認証機に駐車券を通すことにより、1時間無料措置が適用となる。認証機は各施設の入口等に設置されており、本庁舎及び第3庁舎駐車場では、来庁時に対応課の押印を行った後に利用者が認証機に駐車券を通すこととなっている。

本庁舎及び第3庁舎駐車場における、対応課の押印を行う運用ルールについては、その理由が「利用者の心理的な抑止効果」（財政局資産運用部資産運用課回答）にとどまり、平成21年の貸付契約導入以降、その運用状況について検証が行われておらず、押印の実態が把握されていなかった。

また対応課押印の状況についてみると、「第2 2(3)イ(ア) 駐車券実物調査」のとおり、①平日に入庫した自動車のうち、半数以上に対応課押印がない、②利用者が対応課押印を行う運用としている課もあるなど、対応課押印が不徹底となっていた。また、認証の対象外の施設による押印もみられるなど、「対象施設の利用者であるかどうかの確認」及び「不適正認証の抑止」という対応課押印が本来果たすべき役割が十分に機能していたとはいえない。

一方、誰が認証を行うかについてみると、「第2 2(3)ウ(ア) 1時間無料認証機の設置状況調査」のとおり、大半は利用者が自ら認証機に駐車券を通す運用となっているが、かわさき市税事務所、幸区役所及び麻生区役所では、利用者から職員が駐車券を預かり認証機に通す運用となっていた。

なお、認証機の設置場所についてみると、高津区役所の一部の認証機については、職員の目の届かない場所に設置されていた。

こうした状況、運用環境にあつては、不適正な認証につながる恐れがあり、不適正な認証は公平・適正な駐車場の利用という観点から問題がある。また、不適正に認証を受ける一般利用者がいることにより、入庫待ち台数にも影響があることも想定されるとともに、従量制で貸付料を定める現貸付契約では、一般利用者が無料措置を受けることにより、貸付料にも影響があるものである。

市として現行の運用方法の検証と見直しを行い、不適正認証の抑止に向けた実効性のある運用に改められたい。

また、今後、運用の見直しを行った場合には、その都度見直しの効果や影響について検証を行い、より適正な運用に向け取組を進められたい。

(2) 所要時間無料券等の適正な管理及び運用について

ア 所要時間無料券の払出記録について

貸付契約対象駐車場においては、「第2 2 (3) ア 無料認証の概要」のとおり、所要時間の無料措置となる対象者を定めている。また、この無料措置については原則、所要時間無料券を配布して行うこととしており、所要時間無料券の払出の記録方法については、財政局資産管理部資産運用課作成の運用マニュアルにおいて、「封筒等に日付と在庫数を記録する程度の管理で構わない」とされている。「第2 2 (3) オ 所要時間無料の運用に関する抽出調査」のとおり、7局・区の18課を抽出し、払出記録の方法についてみたところ、運用マニュアル通り封筒に日々の在庫数のみを記録している課や、独自の様式により日々の払出枚数、在庫数を管理している課など、様々な方法、様式により記録が行われていた。また、日々の記録は行っておらず、月に一度在庫数を確認しているのみの課もあった。さらに、払出記録の内容についてみたところ、一部の課においては、払出枚数、払出理由等の記載を行っていた。

上記のとおり取組が異なる状況は、駐車場貸付契約が開始されてから約6年が経過する中で、それぞれの課において独自の運用方法を取ってきたことによると考えられる。

市として、所要時間無料券の払出の実態を把握するとともに、金券同等の無料券が適正な対象者に配布されていることを確認するためにも、所要時間無料券の払出記録の方法、様式について、再度整理を行い、必要な見直しを行われたい。

イ 所要時間の無料措置の方法について

所要時間の無料措置については、運用マニュアルにおいて、原則、所要時間無料券を使用し、認証機による無料措置は例外的な取扱としており、その理由は、1時間無料を行う場合に認証機を通す行為と区別することで処理の誤りを防ぐこと等であった。しかしながら、今回抽出調査した18課のうち11課で、認証機を使用した無料認証の措置が行われており、運用マニュアルの内容と齟齬が生じていた。また、一部の課からは、認証機による対応の方が効率的との意見もあった。市として所要時間無料措置の方法について、各課における現在の運用実態の確認を行い、より円滑な運用及び適正な管理が可能となる運用方法に改められたい。

また、今後、運用の見直しを行った場合には、その都度見直しの効果や影響について検証を行い、より適正な運用に向け取組を進められたい。

ウ 認証機による所要時間の無料措置の記録について

運用マニュアルにおいては、認証機により所要時間無料措置を行った際の記録は特段必要とされていないが、無料措置を認証機で行った頻度や利用者を把握するため、無料措置を行った際に、独自に件数、理由等について記録している課もあった。「第2 2 (3) エ 所要時間無料措置件数調査」のとおり、平成26年度における約3万7千件の所要時間無料措置のうち、およそ1/3の約1万2千件は認証機により無料措置が行われている可能性があり、その規模からも、認証機により措置を行った場合においても、最低限、措置を行った件数について実態を把握する必要があると考えられることから、記録について現運用を改められたい。

エ 所要時間の無料措置の実績把握について

現貸付契約において、貸付料は「基本貸付料」及び駐車場の利用実績と連動させた「従量貸付料（利用料金収入の実績から基準売上額を控除して得た額について、市と借受者で分配する）」から構成されており、市として貸付料に直接影響のある所要時間の無料措置の実績につ

いて的確に把握する必要がある。所要時間無料券の使用枚数及び認証機による無料措置の件数について、借受者のデータと市で把握する情報の確認を行うなど、利用実績を的確に把握されたい。

(3) 駐車場利用実態の的確な把握について

駐車場の適正な運用を行うためには、駐車場の利用実態を踏まえて対応することが必要になるものとする。

駐車場の利用実態について確認するため、現貸付契約の借受者から、平成27年7月7日から24日までの駐車場利用台数のデータ提供を受け、平日の開庁時間内の利用台数について集計したところ、「第2-2(2)貸付契約対象駐車場の利用実態」のとおり、毎日入庫待ちが発生する本庁舎及び第3庁舎においては、来庁者以外の一般利用の割合が約11%、麻生区役所においては約19%となっていた。こうした利用実態については、入庫待ちの対策等にも重要な情報になるものとする。

「第2-1(2)イ(ア)利用実態等のデータについて」のとおり、1時間無料の認証を受けた車両の台数、満車となる日時のデータなど、施設所管課が必要と考えるデータの確認を行い、市として必要となる利用実態に関するデータについては、借受者から適切に提供されるような仕組みを整備されたい。

また、利用実態の情報を基に、混雑する曜日や時間帯の傾向などを各施設が把握することや、他施設における参考となる取組事例を情報共有することなどにより、駐車場利用の分散、入庫待ちの緩和、各施設で行う事業の実施時期の検討などに役立てることも可能になるものと考えられることから、契約所管である財政局と施設所管である総務局及び各区役所が連携し、情報活用及び情報共有のあり方について検討されたい。

さらに、貸付契約における貸付料収入の根拠になるものとして、例えば、事業者駐車場ごと、日ごとの入庫台数、1時間無料措置の利用台数、所要時間無料措置の利用台数、売上実績を提出させるなど、市として駐車場の利用実績を的確に把握されたい。

(4) 効果的な市役所・区役所実態調査の実施について

毎年、財政局資産管理部資産運用課において実施している「市役所・区役所駐車場利用実態調査」については、「第2-1(2)イ(イ)駐車場利用実態調査の活用について」のとおり、調査結果が課題等の改善に活かされていない状況となっていた。現運用上の課題解決に向け、より実効性のある調査を行うなど、調査委託のあり方について再検討されたい。

(5) 駐車場誘導員の委託について

来庁者の多い市役所・区役所においては、貸付契約対象駐車場に入庫する車両の流れが、安全かつ円滑に行われることや、自動車を利用していない来庁者及び一般の歩行者の安全確保等を目的に、従前より施設所管課において庁舎案内業務や庁舎の保安及び警備業務と併せて「駐車場誘導業務」を委託しているところである。

この駐車場誘導に係る平成26年度経費は、積算内訳がないため算出できない高津区役所を除いても年間合計約3,300万円で、貸付料収入(年間約2,500万円)を上回る金額となっ

ている。

また、「第2 1 (2) イ (ウ) 駐車場誘導員等の苦情等への対応について」のとおり、現貸付契約の仕様では、借受者が行うべき駐車場内での苦情や事故等の対応を、同委託契約における駐車場誘導員が対応している事例もある。

庁舎案内業務等と併せた委託契約の中で駐車場誘導業務が施設管理者の指揮下で履行されることが市民の安全確保の上で持つメリット等も考慮しつつ、貸付契約において行うべき業務内容と市が行う委託業務内容について再検証の上、整理し、その責任と役割に基づき市が行う駐車場誘導委託の委託方法、業務内容及び費用負担など、より効率的・効果的な委託のあり方について検討されたい。

(6) 貸付料収入の活用について

現貸付契約における貸付料収入の一部については、貸付契約に係る貸付契約対象駐車場の修繕等の工事費に充てられている。

市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画においては、「収入の一部は区の事務事業・区民のサービスの向上などに充当します。」と記載されている。現貸付契約に係る施設所管課においては、前記「(5) 駐車場誘導員の委託について」のとおり別途駐車場誘導員の委託を実施していることを踏まえ、貸付料収入を当該所管課に配分するなど、その収入の活用のあり方について検討されたい。

(7) 適正な駐車料金の設定について

貸付契約対象駐車場における利用料金の設定については、平成20年12月に策定された「市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画」において、開庁時間帯における目的外利用者（施設を利用しない一般利用者）の駐車を抑制するため、一般利用者の駐車料金については、周辺駐車場より高めに設定することとしている。

貸付契約対象駐車場周辺における民間駐車場の平成27年9月時点の料金を確認したところ、「第2 2 (4) ア 貸付契約対象駐車場と周辺民間駐車場との料金比較」のとおり、本庁舎駐車場、高津区役所駐車場よりも高い利用料金の駐車場が周辺に存在する状況となっていた。

市に周辺駐車場料金の実態調査の状況について確認したところ、平成25年6月に調査を実施しているものの、それ以降については実施していなかった。

貸付契約対象駐車場のうち、市役所本庁舎、市役所第3庁舎及び麻生区役所では、毎日入庫待ちが発生するなどしており、料金設定もその一因になっていることが推測される。

周辺の駐車場料金の動向について、市としての的確に把握するため、例えば周辺の駐車場料金の変更が行われた場合には、借受者から適宜報告が行われ、市と情報共有される仕組みの整備について検討されたい。

また、入庫待ちが発生している状況において、適正利用（有料化）実施の目的である開庁時間帯における一般利用者の駐車を抑制するために、周辺の駐車場料金を踏まえ検証を行い、貸付契約対象駐車場の開庁時間における利用料金が、周辺の駐車場よりも高めの設定となるよう借受者と調整し、一般利用者の利用料金の設定を行われたい。

(8) 市役所・区役所駐車場適正利用（有料化）運用関係マニュアルについて

現在、財政局資産管理部資産運用課において、貸付契約に係る駐車場の運用について、「第2 3 (1) エ 市役所・区役所駐車場適正（有料化）運用関係マニュアル（財政局資産管理部資産運用課）」のとおり、運用マニュアルを策定している。

同マニュアルについては、「(1) 1時間無料認証機の適正な運用について」及び「(2) 所要時間無料券等の適正な管理及び運用について」で述べたとおり、現在の運用の実態とのかい離が見受けられる。

適正な運用に向け、適宜運用の実態の把握を行うとともに、利用実態及び運用実態を踏まえた運用方法の再検証を行い、マニュアルを改められたい。

また、運用マニュアルに基づく運用が適正に行われるよう周知徹底されたい。

(9) ホームページでの駐車場の混雑予想や満空情報等に関する情報提供について

貸付契約対象駐車場において、駐車場の入庫待ちが生じている施設もある。「第2 2 (4) イ 市役所・区役所ホームページにおける駐車場情報の提供の取組」とおり、駐車場混雑予想カレンダーや事業者が提供する最新の満空情報へのリンクをホームページに掲載している施設もあった。駐車場利用の分散による混雑緩和や利用者の利便性の向上につながるものと考えられることから、先行事例を参考に、ホームページにおける、駐車場の混雑予想や満空情報等に関する情報提供について検討されたい。

(10) 本庁舎建替に伴う駐車場の対応について

予定されている本庁舎建替工事等に伴い、今後は、本庁舎駐車場の利用が制限されることから、現在の入庫待ちの状況等を踏まえ、駐車場の適切な確保について検討されたい。

また、新庁舎の整備に当たっては、新庁舎供用後においても有料駐車場として運用することを前提として、入出場ゲートの設置や事前精算機の設置を想定するなど、入庫待ちによる周辺の自動車の交通への影響がないよう考慮するとともに、周辺の歩行者への安全性などについても十分配慮した駐車場の整備について検討されたい。

3 有料化を実施している駐車場について

(1) 駐車場法に基づく適正な手続について

駐車区画の総面積が500㎡以上の駐車場で、一般公共の用に供される有料駐車場においては、駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置届とともに同法第13条に基づく路外駐車場管理規程の届出が必要となる。

「第2 1 (2) ア (カ) 有料駐車場における路外駐車場設置届等について」とおり、有料化を実施している55駐車場のうち、駐車場法に基づく駐車場の設置や変更の届出が行われていない駐車場が13駐車場あった。有料化を実施している駐車場においては、適切に手続を行われたい。

加えて、駐車場の有料化等に当たっては、駐車場法に基づく手続が必要となる可能性がある点について、制度所管部署においては、十分な周知に努められたい。

(2) 駐車料金等の表示について

「第2 1 (3) キ 有料駐車場における入口の表示について」のとおり、駐車場入口に利用時間又は利用料金の表示がない事例が見受けられた。利用者に分かりやすい、利用時間及び利用料金の案内表示を行われたい。

また、減免制度を有しながら、案内表示にその案内がない事例が見受けられた。減免制度を有する施設においては、利用者が適切に制度を利用できるよう、減免の内容や対象者などについても案内することについて検討されたい。

(3) 指定管理施設における駐車場利用料金設定時の承認手続について

指定管理者制度導入施設における駐車場料金については、地方自治法第244条の2第9項に基づき、指定管理者は、あらかじめ利用料金について普通地方公共団体の承認を受けなければならないこととされている。しかしながら、「第2 1 (2) ア (キ) 駐車場料金の市の承認について」のとおり、6駐車場において承認手続が行われていなかった。指定管理施設においては、適切に承認手続を行われたい。

(4) 減免制度について

駐車場の有料化を実施する各施設における、駐車場料金の減免制度について確認したところ、「第2 1 (2) ア (ク) 減免制度について」のとおり、約9割の駐車場で制度が設けられており、多くの駐車場で身体障害者等に対する減免制度が設けられている中、設けられていない駐車場が7駐車場あった。

さらに、同一の公園の駐車場であっても、駐車場の管理運営者が異なることなどにより、一方の駐車場では減免制度があり、他方の駐車場では減免制度がない状況も確認された。

多くの駐車場において、身体障害者等に対する減免制度が設けられている中、制度がない駐車場があることについては、市として統一的な対応が必要と考える。

市の施設の駐車場として、利用者の公平性や施設の設置目的等を踏まえ、減免制度及びその対象者について再検証を行われたい。

4 無料駐車場における不適正利用の防止に向けた取組について

「第2 1 (1) ウ 表13 長時間使用者、目的外使用者等と見受けられる利用者の有無(発生頻度)別施設一覧」のとおり、現在有料化を実施していない施設のうち、1/4の施設では、長時間使用者、目的外使用者等と見受けられる利用者があるとしており、そのうち2施設については、その頻度が毎日となっていた。また、有料化を実施していない施設で閉館時に駐車場の利用が可能となっている施設も11施設となっていた。さらに、「第2 1 (3) ク (ア) 目的外利用が疑われる事例」のとおり、目的外の利用が疑われる事例も見受けられた。

有料化を実施していない施設においては、施設開館時間内外を問わず、安全確保、事故防止などの観点からも施設利用者でない者による利用がないよう、実態把握を行い、開館時間内において見回りを行うことや、注意喚起の表示をするなど、適切な施設管理の一環として、駐車場の状況を踏まえた対策を検討の上、対応されたい。

また、「第2 1 (3) ク (イ) 目的外利用が可能となる運用の事例」のとおり、現地調査に

において、駐車場閉場のための門扉・車止めポール等がない、又は、門扉・車止めポール等はあるが使用していないなどの事例が見受けられた。閉館時に駐車場の閉場等の対応を行っていない施設においては、「第2 1 (3) ク 無料駐車場における目的外利用について 【参考事例】」のとおり、先行事例などを参考に、車止めポールの設置や区画内に駐車禁止の掲示看板を立てるなどの対策を講じ、不適正な利用が行われないよう管理を適正に行われたい。

5 庁舎及び公の施設駐車場の適正利用に向けた計画的な推進について

かわさき資産マネジメントカルテの「戦略3 財産の有効活用」において、「庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進」の取組を掲げ、「庁舎や公の施設に設置している駐車場のうち、採算性が見込めるもの等については、民間事業者の活用による適正利用を推進します。」としている。

「第2 1 (1) ウ 表11 有料化の実施又は検討の状況」のとおり、二次調査の対象とした134施設のうち、すでに有料化を実施している施設は46施設、今後実施予定が1施設、有料化を実施していない施設が87施設となっていた。有料化を実施していない87施設のうち、有料化への検討もしていない施設が69施設（約80%）あった。また、同カルテ作成後に有料化が実施された施設は3施設にとどまっている。

今回の調査でも明らかになったように、本市には数多くの施設と付随する駐車場があり、各施設の設置目的、立地条件、周辺環境も一様ではない。全ての施設を一律に論じ対応を求めることは現実的でないことも理解できるところである。また、各施設所管局区においては、同カルテで掲げる「駐車場の適正利用(有料化)の推進」に向けての具体的な計画等が示されていない中で、独自に検討を行い、取組みを進めることの難しさもあるものと考えらる。

しかしながら、適正利用(有料化)の実施については、例えば、先行実施した市役所・区役所に続き、スポーツセンターの駐車場が市内一斉に実施されている一方で、公園は実施時期も取組内容も一律でないことなどは、客観的に見た場合、市の取組として公平性等の観点から疑問を感じるところである。こういった状況においては、庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進の取組拡大が、計画的に推進されているとは言い難い。

普通財産の施設も含め、何故、有料化を実施しているのか、又はしていないのか、公平性の観点から市民が疑問を抱くことのないよう、市の施設として有料化すべき施設の基準や有料化に向けた方針等を策定し、この方針等に基づき適正利用（有料化）を推進されたい。

なお、駐車場の適正利用（有料化）に当たっては、施設設置条例の整備をはじめ、前述のとおり、駐車場法に基づく路外駐車場設置届、利用料金の市の承認等、様々な手続が必要となる。また、「第2 1 (2) ア (コ) 有料化検討施設における検討に当たっての課題等について」のとおり、有料化検討施設において、「マニュアルがあるとよい。」などの意見もある。施設所管課において有料化の検討を行いやすくなるよう、また、様々な手続が遺漏なく適正に行われるよう、有料化の実施に向けた事務フロー、検討事項や関係法令等について記載したマニュアルを整備するなど、駐車場適正利用（有料化）の推進に向けた、施設所管課への情報提供のあり方等について検討されたい。

別表 二次調査対象施設一覧（134施設（144駐車場））（平成27年4月1日現在）

※一次調査の回答内容を掲載

No.	所管局区	施設運営 所管課	施設名(通称名)	駐車場名	分類	住所	市民用駐車場 台数	(うち、車いす 使用者用駐車区画 台数)	駐車場供用時間	有料化 しているか	現地調査 対象駐車場
1	総務局	国際施策調 整室	川崎市国際交流センター		公会堂・市民 会館等	中原区 木月祇園町 2-2	58 台	4 台	終日	していない	○
2	総務局	庁舎管理課	市役所本庁舎		市役所・区役 所	川崎区 宮本町1番 地	30 台	1 台	24時間	している	○
3	総務局	庁舎管理課	市役所第3庁舎		市役所・区役 所	川崎区 東田町5-4	70 台	1 台	24時間	している	○
4	総務局	公文書館	川崎市公文書館		市民館・図書 館等	中原区 宮内4-1-1	12 台	0 台	8:30～17:15	していない	○
5	財政局	しんゆり市税 事務所	しんゆり市税事務所		事業所等	麻生区 万福寺1-2- 2	12 台	2 台	7:30～23:30	している	○
6	市民・子ども 局	企画課	川崎市民プラザ		公会堂・市民 会館等	高津区 新作1-19-1	115 台	1 台	9:00～21:30	している	○
7	市民・子ども 局	市民活動推 進課	川崎市総合自治会館		公会堂・市民 会館等	中原区 小杉町3-1	24 台	1 台	8:15～21:00	していない	○
8	市民・子ども 局	人権・男女共 同参画室	川崎市男女共同参画センター (すくらむ21)		公会堂・市民 会館等	高津区 溝口2-20-1	25 台	1 台	8:30～21:30	していない	
9	市民・子ども 局	平和館	川崎市平和館		博物館等	中原区 木月住吉町 33-1	8 台	0 台	8:30～21:30	していない	○
10	経済労働局	次世代産業 推進室	かわさき新産業創造センター (KBIC)		産業振興等 施設	幸区 新川崎7-7	64 台	2 台	24時間	している	○
11	経済労働局	工業振興課	計量検査所		事業所等	川崎区 藤崎3-1-10	3 台	0 台	8:15～17:15	していない	
12	経済労働局	工業振興課	川崎市産業振興会館		産業振興等 施設	幸区 堀川町66- 20	9 台	1 台	9:00～21:00	していない	○
13	経済労働局	公営事業部 総務課	川崎競輪場		事業所等	川崎区 富士見2-1- 6	80 台	0 台	通常開催 ・9:00-17:00 ナイター開催 ・13:00-21:00	していない	
14	経済労働局	労働雇用部	川崎市生活文化会館 (てくのかわさき)		公会堂・市民 会館等	高津区 溝口1-6-10	12 台	1 台	9時～22時	今後実施 予定	○
15	経済労働局	中央卸売市 場北部市場 管理課	川崎市地方卸売市場南部市 場		産業振興等 施設	幸区 南幸町3- 126-1	300 台	0 台	24時間	している	
16	経済労働局	中央卸売市 場北部市場 管理課	川崎市中央卸売市場北部市 場		産業振興等 施設	宮前区 水沢1-1-1	1,887 台	0 台	24時間	している	
17	経済労働局	農業技術支 援センター	農業技術支援センター		産業振興等 施設	多摩区 菅仙谷3- 17-1	23 台	0 台	4～8月 9:30～16:30 9～3月 9:30～16:00	していない	
18	経済労働局	労働雇用部	川崎市立労働会館		公会堂・市民 会館等	川崎区 富士見2-5- 2	39 台	0 台	8:00～21:30	していない	○
19	経済労働局	農業振興セ ンター	農業振興センター		事業所等	高津区 梶ヶ谷2-1-7	2 台	0 台	8:30～17:15	していない	
20	環境局	地球環境推 進室	かわさきエコ暮らし未来館		博物館等	川崎区 浮島町509 番-1	14 台	1 台	9:00～16:30	していない	○
21	環境局	南部生活環 境事業所	南部生活環境事業所		事業所等	川崎区 塩浜4-11-9	7 台	2 台	8:00～16:45	していない	○
22	環境局	川崎生活環 境事業所	川崎生活環境事業所		事業所等	川崎区 堤根52	3 台	0 台	8:00～16:45	していない	○
23	環境局	中原生活環 境事業所	中原生活環境事業所		事業所等	中原区 中央子155- 1	2 台	0 台	8:00～16:45	していない	
24	環境局	宮前生活環 境事業所	宮前生活環境事業所		事業所等	宮前区 宮崎172	2 台	0 台	8:00～16:46	していない	○
25	環境局	多摩生活環 境事業所	多摩生活環境事業所		事業所等	多摩区 枳形1-14-1	6 台	0 台	8:00～16:45	していない	
26	環境局	浮島処理セ ンター	浮島処理センター		事業所等	川崎区 浮島町509- 1	10 台	1 台	8:30～17:15	していない	○
27	環境局	浮島処理セ ンター	浮島埋立事業所		事業所等	川崎区 浮島町523- 1	5 台	1 台	8:30～17:15	していない	
28	環境局	堤根処理セ ンター	堤根処理センター		事業所等	川崎区 堤根52	5 台	0 台	8:30～17:15	していない	○

No.	所管局区	施設運営 所管課	施設名(通称名)	駐車場名	分類	住所	市民用駐車場 台数	(うち、車いす使 用者用駐車区画 台数)	駐車場供用時間	有料化 しているか	現地調査 対象駐車場
29	環境局	施設部橋処 理センター	橋処理センター		事業所等	高津区 新作1-20-1	18台	0台	8:30~17:15	していない	
30	環境局	事業推進課	環境総合研究所		事業所等	川崎市 殿町3-25-13	10台	1台	終日	していない	
31	環境局	減量推進課	川崎市堤根余熱利用市民施設 (ヨネッティー堤根)		プール	川崎市 堤根73-1	13台	2台	9:00~21:00	していない	○
32	環境局	減量推進課	川崎市橋リサイクルコミュニ ティセンター		公会堂・市民 会館等	高津区 新作1-20-3	5台	1台	9:00~20:00	していない	○
33	環境局	減量推進課	川崎市王禅寺余熱利用市民 施設 (ヨネッティー王禅寺)		プール	麻生区 王禅寺1321	189台	1台	8:30~21:30	している	
34	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市川崎休日急患診療所		診療所	川崎市 富士見1-1-1	3台	0台	9時~17時	していない	○
35	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市幸休日急患診療所		診療所	幸区 戸手2-12-12	7台	0台	9時~17時	していない	
36	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市中原休日急患診療所		診療所	中原区 小杉町3丁 目245番地	109台	4台	終日	している	○
37	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市高津休日急患診療所		診療所	高津区 溝口5-15-5	15台	0台	9時~17時	していない	
38	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市宮前休日急患診療所		診療所	宮前区 東有馬2-13-3	17台	0台	9時~17時	していない	
39	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市多摩休日夜間急患診 療所		診療所	多摩区 登戸1775-1	109台	3台	8:00~6:00	している	○
40	健康福祉局	医療政策推 進室	川崎市麻生休日急患診療所		診療所	麻生区 万福寺1-5-3	6台	0台	9時~17時	していない	○
41	健康福祉局	医療政策推 進室	久地歯科保健センター		その他環境 衛生施設	高津区 久地2-15-16	9台	0台	9時~16時30分	していない	
42	健康福祉局	医療政策推 進室	中原歯科保健センター		その他環境 衛生施設	中原区 小杉町2-288-4	5台	0台	9時~16時30分	していない	
43	健康福祉局	医療政策推 進室	百合丘歯科保健センター		その他環境 衛生施設	麻生区 高石4-15-5	8台	0台	9時~16時30分	していない	○
44	健康福祉局	生活衛生課	かわさき南部斎苑		斎苑	川崎市 夜光3丁目2 番7号	110台	3台	8:00~22:00	していない	○
45	健康福祉局	生活衛生課	かわさき北部斎苑		斎苑	高津区 下作延6丁 目18番1号	43台	2台	8:00~22:00	していない	○
46	健康福祉局	健康増進課	かわさき健康づくりセンター		体育施設	川崎市 渡田新町3-1-1	24台	0台	8:30~20:30	していない	
47	健康福祉局	地域福祉課	川崎市総合福祉センター (エポックなかほら)		公会堂・市民 会館等	中原区 上小田中6-22-5	60台	2台	8:30~21:30	していない	○
48	健康福祉局	健康安全研 究所	健康安全研究所		事業所等	川崎市 殿町3-25-13	10台	1台	終日	していない	
49	まちづくり局	登戸区画整 理事務所	登戸区画整理事務所		事業所等	多摩区 登戸2202-1	5台	1台	8:30~17:15	していない	
50	建設緑政局	霊園事務所	緑ヶ丘霊園		公園	高津区 下作延1241	45台	1台	7~19時(3~9月)・ 7~17時30分(10~2月)	していない	○
51	建設緑政局	生田緑地整 備事務所	生田緑地	東口駐車場	緑地	多摩区 枳形7-1-4	163台	4台	入庫可能時刻:5:00~22:00。 出庫は24時間可	している	○
52	建設緑政局	生田緑地整 備事務所		西口駐車場		多摩区 枳形6-26-2	52台	2台	入庫可能時刻:5:00~22:00。 出庫は24時間可	している	○
53	建設緑政局	みどりの企 画管理課	川崎国際生田緑地ゴルフ場		公園	多摩区 枳形7-1-10	214台	2台	24時間	している	○
54	建設緑政局 川崎区役所	みどりの企 画管理課	富士見公園	南側第1駐車 場	公園	川崎市 富士見2丁 目地内	118台	2台	24時間	している	○
55	建設緑政局 川崎区役所	みどりの企 画管理課		南側第2駐車 場		川崎市 富士見2丁 目地内	97台	1台	24時間	している	○
56	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課		富士見東駐車 場		川崎市 富士見1丁 目1	76台	3台	5:00~20:00	している	○
57	建設緑政局	多摩川管理 事務所	多摩川緑地上平間地区		緑地	上平間地区 (多摩川緑 地)	43台	0台	4月1日~10月末日 午前6時~午 後6時30分 11月1日~3月末日 午前6時~午後4時30分	していない	
58	建設緑政局	みどりの企 画管理課	多摩川緑地丸子橋地区		緑地	中原区 上丸子八幡 町地内	303台	3台	4月1日~10月末日 午前6時~午 後6時30分 11月1日~3月末日 午前6時~午後4時30分	している	○

No.	所管局区	施設運営 所管課	施設名(通称名)	駐車場名	分類	住所	市民用駐車場 台数	(うち、車いす 使用者用駐車区画 台数)	駐車場供用時間	有料化 しているか	現地調査 対象駐車場
59	建設緑政局	みどりの企画 管理課	多摩川緑地宇奈根地区		緑地	高津区 宇根久地 地内	165 台	1 台	4月1日～10月末日 午前6時～午 後6時30分 11月1日～3月末日 午前6時～午後4時30分	している	○
60	建設緑政局	みどりの企画 管理課	多摩川緑地瀬田地区		緑地	高津区 瀬田地内	120 台	0 台	4月1日～10月末日 午前6時～午 後6時30分 11月1日～3月末日 午前6時～午後4時30分	している	○
61	建設緑政局	みどりの企画 管理課	川崎市緑化センター		博物館等	多摩区 宿河原6- 14-1	4 台	1 台	9:00～16:30	していない	○
62	建設緑政局	夢見ヶ崎動 物公園	夢見ヶ崎動物公園		博物館等	幸区 南加瀬1-2- 1	21 台	0 台	9:00～16:00	していない	○
63	港湾局	港湾管理課	川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン)		公会堂・市民 会館等	川崎区 東扇島38-1	243 台	4 台	24時間	している	○
64	港湾局	港営課	東扇島東公園		港湾施設	川崎区 東扇島58-1	227 台	4 台	終日	している	○
65	港湾局	港営課	東扇島西公園	第1駐車場	港湾施設	川崎区 東扇島94-1	71 台	2 台	終日	している	○
66	港湾局	港営課		第2駐車場		川崎区 東扇島94-2	101 台	5 台	終日	している	○
67	港湾局	港営課	ちどり公園		港湾施設	川崎区 千鳥町9-1	30 台	0 台	終日	していない	○
68	川崎区役所	まちづくり推 進部総務課	川崎区役所		市役所・区役 所	川崎区 東田町8番 地	98 台	2 台	7:30～24:00	している	○
69	川崎区役所	まちづくり推 進部生涯学 習支援課	川崎市教育文化会館		市民館・図書 館等	川崎区 富士見2-1- 3	27 台	2 台	9:00～21:30	していない	○
70	川崎区役所	大師支所区 民センター	川崎区役所大師支所		支所・出張 所・分庁舎	川崎区 東門前2-1- 1	6 台	1 台	8:30～17:00	していない	○
71	川崎区役所	田島支所区 民センター	川崎区役所田島支所		支所・出張 所・分庁舎	川崎区 鋼管通2-3- 7	13 台	1 台	8:00～19:00	していない	○
72	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課	川崎区役所道路公園センター		事業所等	川崎区 大島1-25- 10	9 台	1 台	8:30～17:00	していない	○
73	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課	桜川公園		公園	川崎区 桜本1丁目 14-3	25 台	0 台	(夏)6:00～18:00 (冬)8:00～16:00	していない	○
74	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課	大師公園		公園	川崎区 大師公園1	63 台	1 台	5:00～22:00	している	○
75	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課	池上新田公園		公園	川崎区 池上町1-3	15 台	0 台	(夏)6:00～18:00 (冬)8:00～16:00	していない	○
76	川崎区役所	道路公園セ ンター管理課	小田公園		公園	川崎区 小田4丁目 20-38	40 台	0 台	(夏)6:00～18:00 (冬)8:00～16:00	していない	○
77	幸区役所	総務課	幸区役所		市役所・区役 所	幸区 戸手本町1- 11-1	40 台	1 台	終日	している	○
78	幸区役所	地域振興課	川崎市幸スポーツセンター		体育施設	幸区 戸手本町1- 11-3	40 台	1 台	終日	している	○
79	幸区役所	生涯学習支 援課	幸市民館 (幸文化センター)		市民館・図書 館等	幸区 戸手本町1- 11-2	40 台	1 台	終日	している	○
80	幸区役所	生涯学習支 援課	幸市民館日吉分館		市民館・図書 館等	幸区 南加瀬1-7- 17	28 台	2 台	9:00～21:00(臨時駐車場部分～ 16:30)	していない	○
81	幸区役所	日吉出張所	日吉合同庁舎		支所・出張 所・分庁舎	幸区 南加瀬1-7- 17	28 台	2 台	平日8:00～17:00(臨時駐車場部 分～16:30)	していない	○
82	幸区役所	道路公園セ ンター管理課	幸区役所道路公園センター		事業所等	幸区 下平間357 番地3	7 台	0 台	8:30～17:00	していない	○
83	幸区役所	道路公園セ ンター管理課	御幸公園		公園	幸区 東古市場1	17 台	1 台	6:00～20:30	していない	○
84	中原区役所	総務課	中原区役所	セントア武蔵 小杉駐車場	市役所・区役 所	中原区 小杉町3丁 目1501番地 4	107 台	2 台	終日	している	○
85	中原区役所	総務課		中原区役所敷 地内駐車場		中原区 小杉町3丁 目245番地	2 台	2 台	区役所開庁時間	していない	○
86	中原区役所	生涯学習支 援課	中原市民館		市民館・図書 館等	中原区 新丸子東3- 1100-12	42 台	2 台	8:30～21:00	していない	○
87	中原区役所	道路公園セ ンター管理課	中原区役所道路公園センター		事業所等	中原区 下小田中2- 9-1	8 台	0 台	8:30～17:15	していない	○

No.	所管局区	施設運営 所管課	施設名(通称名)	駐車場名	分類	住所	市民用駐車場 台数	(うち、車いす 使用者用駐車区画 台数)	駐車場供用時間	有料化 しているか	現地調査 対象駐車場
88	中原区役所	道路公園セ ンター管理課	等々力緑地	中央駐車場 (平成27年11 月廃止)	緑地	中原区 等々力1-1	125 台	4 台	5:00~22:00	している	○
89	中原区役所	道路公園セ ンター管理課		東駐車場		中原区 等々力1-1	158 台	5 台	5:00~22:00	している	○
90	中原区役所	道路公園セ ンター管理課		市民ミュージア ム前駐車場		中原区 等々力1-2	323 台	7 台	5:00~22:00	している	○
91	中原区役所	道路公園セ ンター管理課		南駐車場		中原区 等々力1-1	71 台	2 台	0:00~24:00	している	○
92	高津区役所	まちづくり推 進部総務課	高津区役所		市役所・区役 所	高津区 下作延2-8- 1	37 台	2 台	平置き部分:平日、土・日、休日24 時間 建物内(地下):平日8時~ 18時	している	○
93	高津区役所	地域振興課	川崎市高津スポーツセンター		体育施設	高津区 二子3-15-1	50 台	3 台	8:00~22:00	している	○
94	高津区役所	橋出張所	高津区役所橋出張所		支所・出張 所・分庁舎	高津区 千年1362-1	13 台	1 台	8:30~19:00	していない	○
95	高津区役所	生涯学習支 援課	高津市民館橋分館 (プラザ橋)		市民館・図書 館等	高津区 久末2012-1	10 台	1 台	施設閉館時間に順ずる	していない	○
96	高津区役所	道路公園セ ンター管理課	高津区役所道路公園センター		事業所等	高津区 溝口5-15-7	7 台	1 台	8:30~17:15	していない	
97	高津区役所	道路公園セ ンター管理課	橋公園		公園	高津区 子母口565	12 台	0 台	終日	していない	○
98	宮前区役所	総務課	宮前区役所	第1駐車場	市役所・区役 所	宮前区 宮前平2- 20-5	18 台	1 台	24時間	している	○
99	宮前区役所	総務課		第2駐車場		宮前区 宮前平2- 20-5	42 台	0 台	8:30~21:00	している	○
100	宮前区役所	生涯学習支 援課	宮前市民館	市民館・図書 館駐車場	市民館・図書 館等	宮前区 宮前平2- 20-4	38 台	2 台	8:30~21:00	している	○
101	宮前区役所	地域振興課	川崎市宮前スポーツセンター	第1駐車場	体育施設	宮前区 犬蔵1丁目 10番3号	20 台	2 台	8:30~21:45	している	○
102	宮前区役所	地域振興課		第2駐車場		宮前区 犬蔵1丁目 10番3号	29 台	0 台	8:30~21:45	している	○
103	宮前区役所	生涯学習支 援課	川崎市有馬・野川生涯学習支 援施設 (アリーナ)		公会堂・市民 会館等	宮前区 有馬4-6-1	10 台	1 台	9:00~21:00	していない	○
104	宮前区役所	向丘出張所	宮前区役所向丘出張所		支所・出張 所・分庁舎	宮前区 平1-1-10	7 台	0 台	24時間	していない	○
105	宮前区役所	道路公園セ ンター管理課	宮前区役所道路公園センター		事業所等	宮前区 有馬2-6-4	9 台	1 台	8:30~17:15	していない	
106	多摩区役所	総務課	多摩区役所		市役所・区役 所	多摩区 登戸1775-1	109 台	3 台	8:00~6:00	している	○
107	多摩区役所	生涯学習支 援課	多摩市民館		市民館・図書 館等	多摩区 登戸1775-1	109 台	3 台	8:00~6:00	している	○
108	多摩区役所	地域振興課	川崎市多摩スポーツセンター		体育施設	多摩区 菅北浦4- 12-5	114 台	3 台	(4月~10月)5:45~21:45※野球場 利用無い場合7:45~ (11月~3月)7:45~21:45	している	○
109	多摩区役所	生田出張所	多摩区役所生田出張所		支所・出張 所・分庁舎	多摩区 生田7-16-1	10 台	0 台	屋内 8:30~17:00 屋外 終日	していない	○
110	多摩区役所	道路公園セ ンター管理課	多摩区役所道路公園センター		事業所等	多摩区 菅北浦4- 11-20	8 台	1 台	8:30~17:15	していない	
111	多摩区役所	地域振興課	西菅公園		公園	多摩区 菅北浦4-13	19 台	0 台	(4月~10月)5:45~21:45※野球場 利用無い場合7:45~ (11月~3月)7:45~21:45	している	○
112	多摩区役所	道路公園セ ンター管理課	福田公園		公園	多摩区 菅福田堤2- 9-1	25 台	1 台	入庫可能時刻:5:00~22:00。出庫 は24時間可	している	○
113	麻生区役所	総務課	麻生区役所		市役所・区役 所	麻生区 万福寺1-5- 1	64 台	2 台	終日	している	○
114	麻生区役所	総務課	柿生分庁舎 (旧 柿生連絡所)		支所・出張 所・分庁舎	麻生区 上麻生6- 29-18	11 台	0 台	8:30~19:30 ※柿生地区会館夜間利用日は 21:30まで	していない	
115	麻生区役所	生涯学習支 援課	麻生市民館		市民館・図書 館等	麻生区 万福寺1-5- 2	64 台	2 台	終日	している	○
116	麻生区役所	生涯学習支 援課	麻生市民館岡上分館		市民館・図書 館等	麻生区 岡上286-1	1 台	0 台	9:00~21:00	していない	

No.	所管局区	施設運営 所管理課	施設名(通称名)	駐車場名	分類	住所	市民用駐車場 台数	(うち、車いす 使用者用駐車区画 台数)	駐車場供用時間	有料化 しているか	現地調査 対象駐車場
117	麻生区役所	地域振興課	川崎市麻生スポーツセンター		体育施設	麻生区 上麻生3-6-1	14台	1台	8:30~21:45	している	○
118	麻生区役所	地域振興課	麻生区市民活動支援施設 (麻生市民交流館やまゆり)		公会堂・市民 会館等	麻生区 上麻生1-11-5	2台	1台	9:30~20:15	していない	○
119	麻生区役所	道路公園セ ンター管理課	麻生区役所道路公園センター		事業所等	麻生区 古沢120番地	9台	1台	8:30~17:15	していない	○
120	麻生区役所	道路公園セ ンター管理課	王禅寺ふるさと公園		公園	麻生区 王禅寺528-1	63台	1台	夏季入庫:8時30分~17時。出庫 20時まで。冬季入庫:8時30分~ 16時。出庫:17時まで。	している	○
121	麻生区役所	道路公園セ ンター管理課	とんびいけ公園		公園	麻生区 栗木台3-1	17台	0台	4月~10月 6:00~20:45 12月~2月 8:00~16:00 11月、3月 8:00~20:45	していない	○
122	上下水道局	給水装置セ ンター	給水装置センター		事業所等	幸区 下平間1-11	21台	0台	8:30~17:15	していない	
123	上下水道局	第2配水工 事事務所	第2配水工事事務所		事業所等	高津区 梶ヶ谷2-13-5	4台	0台	8:30~17:15	していない	○
124	上下水道局	第3配水工 事事務所	第3配水工事事務所		事業所等	多摩区 生田1-1-1	16台	2台	8:30~17:15	していない	
125	上下水道局	西部下水道 管理事務所	西部下水道管理事務所		事業所等	宮前区 有馬1-21-6	7台	0台	8:30~17:15	していない	
126	上下水道局	北部下水道 管理事務所	北部下水道管理事務所		事業所等	麻生区 高石4-15-7	17台	1台	8:30~17:15	していない	○
127	上下水道局	南部下水道 事務所管理 課	南部下水道事務所		事業所等	川崎区 元木2-2-9	3台	0台	8:30~17:15	していない	
128	上下水道局	中部下水道 事務所管理 課	中部下水道事務所		事業所等	中原区 宮内1-21-31	10台	0台	8:30~17:15	していない	
129	上下水道局	入江崎水処 理センター	大島滞水池地域融和施設		その他環境 衛生施設	川崎区 浅野町2-2	11台	0台	施設使用時間	していない	
130	上下水道局	麻生水処理 センター	麻生水処理センター		事業所等	麻生区 上麻生6-15-1	60台	0台	8:00~18:00	していない	
131	上下水道局	サービス推 進課	川崎市入江崎余熱利用プール		プール	川崎区 塩浜3-24-12	47台	1台	10:00~20:00 9:00~20:00(7,8月)	していない	○
132	交通局	庶務課	塩浜営業所		事業所等	川崎区 塩浜2-2-1	2台	0台	平日、午前7時~午後8時 土休日、12月29日~1月3日 午前7時~午後7時	していない	○
133	交通局	庶務課	井田営業所		事業所等	高津区 明津98番地	2台	0台	平日、午前7時~午後8時 土休日、12月29日~1月3日 午前7時~午後7時	していない	
134	交通局	庶務課	鷺ヶ峰営業所		事業所等	宮前区 菅生ヶ丘41-1	1台	0台	平日、午前7時~午後8時 土休日、12月29日~1月3日 午前7時~午後7時	していない	
135	病院局	市立川崎病 院事務局庶 務課	川崎市立川崎病院		病院	川崎区 新川通12-1	179台	6台	終日	している	○
136	病院局	市立井田病 院事務局庶 務課	川崎市立井田病院		病院	中原区 井田2-27-1	144台	6台	終日	していない	○
137	病院局	経営企画室	川崎市立多摩病院		病院	多摩区 宿河原1-30-37	184台	6台	終日	している	○
138	教育委員会 事務局	生涯学習推 進課	川崎市生涯学習プラザ		公会堂・市民 会館等	中原区 今井南町 514-1	19台	3台	9:00~21:00	していない	
139	教育委員会 事務局	幸図書館	幸図書館		市民館・図書 館等	幸区 戸手本町1-11-2	40台	1台	終日	している	○
140	教育委員会 事務局	幸図書館 日吉分館	幸図書館 日吉分館		市民館・図書 館等	幸区 南加瀬1-7-17	28台	2台	9:00~21:00(臨時駐車場部分~ 16:30)	していない	○
141	教育委員会 事務局	高津図書館 橋分館	高津図書館 橋分館 (プラザ橋)		市民館・図書 館等	高津区 久末2012-1	10台	1台	施設開館時間に順ずる	していない	○
142	教育委員会 事務局	宮前図書館	宮前図書館		市民館・図書 館等	宮前区 宮前平2-20-4	38台	2台	8:30~21:00	している	○
143	教育委員会 事務局	多摩図書館	多摩図書館		市民館・図書 館等	多摩区 登戸1775-1	109台	3台	8:00~6:00	している	○
144	教育委員会 事務局	麻生図書館	麻生図書館		市民館・図書 館等	麻生区 万福寺1-5-2	64台	2台	終日	している	○